

第7回平成19年3月定例会会議録(第10号)

招集年月日 平成19年3月29日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後4時50分 閉会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	赤松孝一
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	服部博和
5番	小林庸夫	14番	有吉正
6番	家城功	15番	谷口忠弘
7番	伊藤幸男	16番	森本敏軌
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	井田義之	18番	糸井満雄

2. 欠席議員

(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 森下 文夫 書記 植松 ひろ子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
助役	堀口 卓也	教育長	垣中 均
総務課長	大下 修	教育委員長	井上 行雄
企画財政課長	吉田 伸吾	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	小林 哲也	農林課長	山崎 信之
野田川地域振興課長	平野 勝彦	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興長	和田 茂	教育次長	鈴木 雅之
税務課長	和田 茂雄	下水道課長	小西 忠一
住民環境課長	藤原 清隆	水道課長	芋田 政志
会計室長	金谷 肇	保健課長	佐賀 義之
建設課長	坂本 典男	福祉課長	岡田 康利

## 5. 議事日程

- |        |                 |   |
|--------|-----------------|---|
| 日程第 1  | 議案第 36号         | 平成19年度与謝野町簡易水道特別会計予算について<br>(質疑～表決)                               |
| 日程第 2  | 議案第 37号         | 平成19年度与謝野町宅地造成事業特別会計予算について<br>(質疑～表決)                             |
| 日程第 3  | 発議第 38号         | 平成19年度与謝野町下水道特別会計予算について<br>(質疑～表決)                                |
| 日程第 4  | 議案第 39号         | 平成19年度与謝野町農業集落排水特別会計予算について<br>(質疑～表決)                             |
| 日程第 5  | 議案第 40号         | 平成19年度与謝野町介護保険特別会計予算について<br>(質疑～表決)                               |
| 日程第 6  | 議案第 41号         | 平成19年度与謝野町土地取得特別会計予算について<br>(質疑～表決)                               |
| 日程第 7  | 議案第 42号         | 平成19年度与謝野町石田土地区画整理事業特別会計予算について<br>(質疑～表決)                         |
| 日程第 8  | 議案第 43号         | 平成19年度与謝野町国民健康保険特別会計予算について<br>(質疑～表決)                             |
| 日程第 9  | 議案第 44号         | 平成19年度与謝野町老人保健特別会計予算について<br>(質疑～表決)                               |
| 日程第 10 | 議案第 45号         | 平成19年度与謝野町財産区特別会計予算について<br>(質疑～表決)                                |
| 日程第 11 | 議案第 46号         | 平成19年度与謝野町水道事業会計予算について<br>(質疑～表決)                                 |
| 日程第 12 | 議案第 47号         | 与謝野町出産祝金支給条例の廃止について<br>(提案～表決)                                    |
| 日程第 13 | 請願第 1号          | 子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、<br>教育諸条件の整備・充実を求める請願書<br>(委員長報告～表決) |
| 日程第 14 | 請願第 2号          | 日本農業に甚大な打撃を与える日豪EPA交渉の中止を求める請願<br>(委員長報告～表決)                      |
| 日程第 15 | 意見書案第 1号        | 日豪EPA交渉入りにあたっての意見書(案)<br>(提案～表決)                                  |
| 日程第 16 | 決議案第 1号         | 「非核・平和の町」宣言に関する決議(案)<br>(提案～表決)                                   |
| 日程第 17 | 閉会中の継続審査(調査)申出書 |   |

## 6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(糸井満雄) おはようございます。

早朝からご苦労さんでございます。

きょうで実質10日目を迎えました。本日、最終日となるのではないかなというふうに思いますけれども、盛りだくさんの議題がございます。ひとつよろしくお願いをしたいというふうに思います。

ただいまの出席議員は18人であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い、進めたいと思います。

日程第1 議案第36号 平成19年度与謝野町簡易水道特別会計予算についてを議題とします

本案については既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。なお、特別会計の質疑の方法は1回10分で、2回まで質疑ができることになっております。

それでは早速、質疑をお受けしたいと思います。

質疑はありませんか。

野村議員。

1 番(野村正八) それでは、2007年度の簡易水道会計の当初予算について質問します。

野田川の簡易水道の施設は、多くが改修が進んでまして、いよいよ残された三河内が始まるということですし、今から加悦町は全域での改修が始まるというふうに思っています。

そういう中で1点は、資料を見ますと、18年度は7億6,000万円ぐらいでしたが、19年度から計画的に毎年5億円の施設改修が予定をされています。水道の使用料が予想外に予定よりも減るとい、予算よりも減るとい状況もあって、今までの感覚ですと、使用料がふえていってということもあったんですが、これも据え置きということの中で、今後の財政見込みについてはどのようにお考えなのか、どういようになっているのか、まずお聞きします。

水道課長(芋田政志) 野村議員のご質問にお答えしたいと思います。

与謝野町の水道整備計画にも挙げておりますように、簡易水道の財政計画ということで、質問のあったように、使用料につきましては余り伸びが見込めないというところでありまして。それを維持していこうと、水道の方を維持していこうと思えば、やはり私どもの簡水からいえば、一般会計からの繰り入れを頼らざるを得ないということになってきます。これが財政計画で毎年4,800万円を繰り入れをするというシミュレーションの中でありましたら、やはり簡水会計も苦しくなることが予測されます。そのためには、水道料をもし上げなければ、若干、整備計画を延ばしていかなければならないというところに当たってきますし、それでもちょっと苦しい計画になりますので、今後、平成28年になりますと簡水がなくなり、上水1本ということになりましたら、やはりそこら辺で水道料の値上げも考えざるを得ないと思っております。

1 番(野村正八) 簡水がなくなって上水に切りかえという国の方針は別にして、それがなくても今までどおりのこういう施設の改修が大規模に必要な状況で、今、水道料金の値上げという話がありましたが、この財政計画では年々、いわゆる公債費がふえていくわけですが、当然、そういう

ことで繰入金もふやすということにはなっているわけですが、いつこれが赤字になるのか、単年度で、そういう見込みについては何年度ぐらいにこの状態だとなるのかお聞きします。23年まではまだもっていますけども。

水道課長（芋田政志） 水道使用料が余り見込めないとすれば、一般会計の繰り入れをどのぐらいしていただけるかというところ辺り問題になってきますし、もし繰り入れが今までどおりであれば、もう3年後ぐらいには若干苦しくなってくるとは思っております。

1 番（野村正八） 町長に質問します。

以前、野田川の議会のときに町長は、水道会計は別会計ということで、いわゆる赤字分の補てんということはすべきでないという考えを示されました。それは今も同じでしょうか。

町長（太田貴美） そのように考えております。

1 番（野村正八） そうしますと、これだけ今から加悦の施設を改修するということで示されている23年以降も、この形で続いていくんだと思うんですが、そういう時点で赤字になる見込みがほぼ確実だということですね。そのときには赤字分の繰り入れはしないと。一般質問でしましたが、今まで交付税でそういう赤字になりやすい簡易水道だから、交付税措置がされて、施設の改修費や起債の返済額の一定額が算入されている分を、その分の一部分は繰り入れを既にさせていただいておりますが、財政が大変だからということで全額されてないと。そのときには全額されてない。その結果、赤字が早く、それがされていけば、もう少し赤字の年度は先送りできますが、それが早く来るというのが今の与謝野町の簡易水道の財政の状況だと思うんです。そういう意味では、今言われた、それまでしていなくて赤字になったときにそれ以上ができないということは、これはもう水道料金が上がらざるを得ない状況をつくることになるのではないかとこのように危惧するわけです。だから、今から適正な一般会計からの繰り入れをするのか、それとも赤字になった時点でも今までしてこなかったのだから、一定額は頑張って繰り入れをするのか、やはりどちらが必要ではないかと。

この水道というのは一番基本ですから、特にこの間、指摘しているように、格差が広がり、低所得者がふえ、この水道使用料でさえなかなか払えないということでの給水停止ということをしなごらの運営もしているわけですから、そういう状況を考えても、できるだけ値上げしないようにどうすべきかということが今から検討課題だと思っておりますが、そのことについてのお考えとともに、お聞きがしたいというふうに思います。

町長（太田貴美） 明確にはお答えすることはできませんけれども、いずれの時期には、やはり値上げをお願いしていかなきゃならない時期が来るだろうというふうに思います。今おっしゃったように、その時期が早くなるのか、後になるのか、それは一般会計からの繰り入れによっても変わってくるだろうというふうに思いますけれども、今回もいろんな形で、一般会計そのものが大変苦しい状況の中で、なかなか繰り入れをすることができない状況でございますので、ある意味、繰り入れはできるだけ少なくということになってくると、水道料金の値上げということも含めて考えなければならぬ時期が早晩来るのではないかとこのように考えております。

大変、生活の苦しい中での値上げということになりますので、当然、慎重にしなけりゃならないと思いますけれども、ある程度財政的な見込みについては、早急に計画を立てる、事業を進めていくのと財政計画を立てるということをあわせて検討がさせていただきたいと思っております。

- 1 番（野村正八） 私も、今の時点で値上げを避ける方法がないかどうかということは、まだ見通しが持てませんが、少なくともできるだけ値上げ幅を抑えるとか、値上げ年度を先送りできるように、今から計画的に検討していくということは必要だというふうに思っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それで、こういう簡易水道の状況というのは、これはどこでも全国一緒です。当町では上水道よりも簡水がだから給水単価も高くなりましたし、19年度、使用料も多いわけですね、同じまちの中で。そういう状況もあるわけですが、余計とこの簡易水道の料金を上げないということは必要だと思いますし、こういう給水原価がやっぱりどうしても高くなる人口が少ないところに多くの施設費をかけて運営せざるを得ない簡易水道ですから、そういう中で、国の方でそういう交付税算入なり補助の制度がつくってあるわけです。これはだれに、やっぱり町長ですかね。

先ほど水道課長が答弁されましたが、そういう中で、簡水の制度をなくして上水に一本化させるという、今、国が5年後と言われましたかね、ということが明確になってきたということですが、こういう分野でも国が地方へのこういう人口の少ない地域への支出を減らしていくというね、こういう形でも、こういうことになると、水道そのものも田舎で暮らそうと思うと本当に大変なことになっていくということで、これは本当にまともにそんなことをされると簡易水道が維持できるのかどうか、上水に切りかたとしても財政がもつのかどうか、今、町長が言われたように、どれだけ使用料が上げなければならないのか、こういうことも今から検討していかなんと思えますし、そういうことのないように国に対してしっかりものを言っていくと。町民の暮らしを守る立場で頑張っていたということが必要だと思っていますが、これについてはいかがでしょうか。

- 町 長（太田貴美） 全国の大会等もございます。その中でも全市町村の自治体が大会あたりでも強くそういうことを訴えてはおりますけれども、なかなか国の施策の中で上水に一本化していくというふうなことについてもですし、それにとりわけ、給水といいますが、まだまだ簡易水道の普及率もまだまだ100%というか、水の確保がきちっとできているというところがまだ少ない、まだ若干残っているようなところもございます。そうした中で、どこにいてもやはり同じような命にかかわることですので、水を確保していく、とりわけ飲料水を確保していくということは本当に大事なことです。そういったことも含めて、ともに訴えていきたいというふうに思えますし、できるだけそういうところには顔を出すような努力もしております。今後については、言われましたように、大変気になるところでございますので、そうした財政の計画を早急に担当課と財政との方での計画を立てるようなことをぜひさせていきたいというふうに考えております。

- 1 番（野村正八） 最後に課長に質問します。

水道管が破裂した場合の修理の問題ですが、当然、道路等の公共用地については町の方でされるわけですが、民有地ですね、個人宅の中は個人がするということになっています。これについてメーターよりも先の場合は、破裂すれば水道使用料もふえますし、すぐにせんなんということをやっただけだと思いますが、メーターに行く道路とメーターの間が破裂した場合には水道料金には跳ね返らないので、すぐにせんなんというふうになかなかない今も事情もあります。

一方、空き家が大変ふえていまして、住んでおられないところもありますね。そういうところ

で水道管が破裂して、メーターまでの間で破裂した場合に閉めることができないですね。そういう場合にどういうふうに対応するかということが、条例でそのエリアに入っていないのではないかと。いわゆる本人のその緊急の場合に、本人の同意なくして、メーターまでの間はすぐに町の方でとりあえず工事をして、例えば後ほど請求するとか、どういう形があるのかはまだ全部はわかりませんが、そういう形とか、いろんなそういうセーフティネットをつくっておかないとだめだと思うんですが、そういう状況はどういうふうになっているのか、今後の課題はないのか、お聞きします。

水道課長（芋田政志） 今のご質問ですけど、この間もそういうところがありまして、空き家でありまして、その所有者の方が見つからないと、連絡がつかないということになりましたら、町としましても、水道の給水量がだんだん上がってきて有収水量でなくなるということで、それはやはり道路上で一たん切らせていただいて、工事して、こちらで工事をして、もしその方がまた連絡がつけば、こうこうこういう形で漏水しているんだからということで理解を得れて、そういうように解決をしたいと思っていますし、連絡がつかない場合につきましては、先ほど言いましたように、道路上でキャップをするということにしております。

- 1 番（野村正八） どこが破裂しているかわからない場合は、道路も含めてせんなん場合もありますが、明確に民有地の中で破裂していることがわかっていても、道路を掘って対応せんなんと、いわゆる経済的な口スが発生するのが今の条例の対応だというふうに理解したわけですが、あらかじめそういう場合に緊急の工事をできるという、例えば同意をとっておくとか、そういうことがこういう状況になってきますと必要ではないかなというふうに思っていますが、そういうことについてはどのようにお考えでしょうか。

水道課長（芋田政志） 今おっしゃったように、今のところは給水工事の申し込みがあったときにもその項目が入っていないので、そうせざるを得ませんし、今後は、今おっしゃったように、そういう1項目を入れて、敷地内であっても、メーターまではもし連絡がとれないという形になっても、その敷地内で工事をさせていただくというような1項目を設けてもいいかなというのは思っておりますが、ちょっと課内でもう一度検討して、そういうことも入れていかなければならないかもわかりません。

- 9 番（井田義之） 今、野村議員が財政のことを言われましたけれども、昨年度の予算に比べると、簡易水道の場合には21.6%のということなんですけれども、これ財政の事情も含めて、なぜこうなったのか、その辺をまず質問させていただきます。

水道課長（芋田政志） 昨年度につきましては、18年につきましては大きな工事をすることが出てきましたので、そういうようになってきました。今後も簡易水道の主たるものを改修をする場合につきましては、若干その年が工事費がかさんできて、歳入歳出が突出するという年も出てくるかもわかりません。

- 9 番（井田義之） 今年度は大きな工事が無いということで理解をさせていただきます。

それから、先ほど野村議員も言われましたけれども、国の基準の見直しにより、このあと上水道に事業性が与えられるということなんですけれども、野村議員の発言では、ちょっと上水道になるとかなり悪いんちがうかなという、いろんな意味で、というようなありました。そこで、いわゆる簡易水道と上水道との財政を主としたことになろうと思いますけれども、違い、今、簡易水

道だからこうだと。上水道になると、どういうメリット、デメリットが起きてくるのか、その辺の説明をお願いいたします。

水道課長（芋田政志） ちょっと難しい問題でありますけど、簡水でありましたら、国庫補助を受けてやりますので、一般財源が助かるということになりますし、起債は上水も簡水も一緒ですけど、その違いが大きくなってきます。また、上水になりますと、今言いましたように国庫補助がなくなりますので、自力でやらなければならないというところも出てきます。そのかわりといったらちょっとおかしいんですけど、上水になれば償却資産が計上できまして、財政的に会計上は多分償却があるうちは生まれてくると思っております。あとは現金が幾らあるかということになってきますので、そこら辺がちょっと難しいところかなと私は思っているんです。

9 番（井田義之） いわゆる与謝野町内の中で簡易水道は本当言うたら、つなげんやつを皆つないどるというあれもあるで、上水道みたいな格好の運営方法も現場としてはなされとるわけですけども、今、上水はいわゆる償却資産云々と言われましたけれど、岩滝の事業会計の部分の岩滝地区の水道、これと近づくと、これに近づくような格好になるというふうに理解したらいいんですか。

水道課長（芋田政志） 今、岩滝地域は上水会計と、企業会計ということでなくて、簡水もそれになるということで、同じ企業会計内で会計をしていくという形になります。

9 番（井田義之） そういうような中で、いわゆる水道については、ライフラインの最たるものということで、値上げの話とかいろんな話が先ほども野村議員の方から出ておりましたけれども、いわゆる今ここで5カ年計画、整備計画を出していただいて、こことこことをつないだり、加悦水道にしようとか、いろんなどういふのが、組織的な変更はこの計画の中に出てきとるわけですけども、いつも申し上げております、むだな水を余りにもようけつくり過ぎとるという結果として、むだな水をつくるととるという、いわゆるそれがすごいコストアップにつながっている。いわゆる原価が上がっていると。確かに借金の利息とか云々とかいうことで大きな原価アップしとることもあるんですけども、むだに水が流れておるから、その分が大きくコストアップになって水道料金を上げざるを得んという要素があるわけですね。その量が余りにも大きい。これの対策のことがこの計画の中に入ってきてない。

従来から大変難しいとは思うんですけども、例えばいろんな地区というか、いろいろな自治体の状況を聞きましても、90%なり90%というところもあるわけです。ところが、与謝野町の場合には、90%もふりふりとか90%を切るとか、いろんな簡水の中で、前から何回も申し上げてきましたように、簡水同士の中で行き来をしておる。ところが、一つの簡水の正確な量がかめないと。いわゆる漏水の量がかめないという状態。だからこれを解決する方法をいろいろと私、これまでから言ってきたわけですけども、そういうことを真剣に検討されたのかどうか、その点についてお願いいたします。

水道課長（芋田政志） 真剣に検討したことはございませんが、日々、毎日の状況を把握することが一番問題ではないかと思っておりますし、やっぱりいち早く漏水をみつけて、それを修理していくということが一番大事であって、それについては、やはり計器類の整備が必要ですし、それによりまして早期に発見できる体制をまずは整えなければならないと思っております。

9 番（井田義之） 私、今ここに決算の資料を持ってきておりませんので、それぞれの簡水のいわゆ

る有収率というのは、ちょっとはっきりと言えませんが、それぞれの簡水において、結局、有収率にかなり差があるという状態ですね。それが本当に悪いところ、有収率が88%というところが本当にそこが悪いのかというたら、そこが例えばA地区としたら、そこからB地区への応援もしてある。そういういわゆるいろんなことがあって、結果としてそこが悪いように出ておるけれども、そうでない部分もある。そういうあれをしっかりと、どこが悪いんだと、どの地区が特に悪いんだということをつかまなければ、あの数字だけではつかめんわけですね、応援をしてから。簡水はふつうだったら応援できんやつを応援しとるわけですね。だから、そこをしっかりとつかまえる方法を、メーターをつけたら水圧が落ちるとか何とかいう話もありましたけれども、そういうことをクリアしながら、しっかりとむだな水を少しでも少なくするということを考えていかないと、前にも言いましたけれども、一つの浄水場でつくっておる水が丸々金がもらえてない状態になつとるわけですね。そんなことは異常な状態ですよ。それもその一つの上水道も簡易水道もしっかりと金をかけながら水をつくつとるわけですね。だけど、結果としては、そこがなくなつとるわけではないけど、全体としてはそこがなくなつとるという状態なんで、そういうことをやっぱり真剣に考えていただきたいと、勉強していただきたい、もっと勉強してほしいということなんですけれども、いかがでしょうか。

水道課長（茅田政志） ただいま井田議員の方から勉強ということがありましたし、勉強もしておりますが、やはり数字のことでありますので、計器類の整備をしていかなければ、そういう数字上のところはつかめないの、応援給水をしたら幾らしたというところで、この簡水は給水率が幾らか、どうかというのは、もう計算上で、計器類を整備することが一番大事であります。でも、計器類をすることよりも、やはり日々漏水箇所を早く見つけて、早く修理するということが一番大事だと思っております。旧加悦町につきましては余り計器類もございませんが、そういうことで努力しておりますし、有収水量が率が幾らかどうかというのは、余り重点的に思っておりませんでした。それで合併しましてから有収率がこうだ、どうだということもあります。もし、漏水箇所が見つければまず修理しまして、消火栓から泥を抜いたして、そういう無収水量も出てきます。一番問題なのは無収水量でありますので、そこが一番大事であって、そこを解消していくような努力はしていきたいと思っております。

9 番（井田義之） いわゆるその辺でちょろちょろと漏れとるような、わずかな量の水じゃないんですね、なくなつておる水が。余りにも大きいから、なくなつとる水が大き過ぎるから、やっぱりもうちょっと的確なチェックが必要ちがうかなということで、そしてその整備が必要だと。それは確かにそうです。けども今はもう石綿管はほとんどないというのが課長の答弁ですよ。ということは石綿管の場合には漏水の確立が高いと。だけど、VTEにすれば、その確立は少なくなるというようなことで、もうほとんど整備ができてきてるわけです。その中で有収率が上がらないというあたりは、やっぱりもっと勉強してください。

それから、あと1点、標流水はいろいろと問題というのか、大変だから、どんどんと地下水にかえていこうというのはこの整備計画の中にあります。地下水にかえることによって、いろいろとメリットもあると思いますけれども、例えば私とこ石川の場合ですと、いろいろと地下水になったことで、私も大変なお叱りやら苦情やら、すごいのを受けました。これは私は私なりに、それはもうあえて受けておりますけれども、そんなことはもう聞く耳を持たんというところまで

私は言っておりますけれども、だけど実際に使う方々については、やっぱり浄水器をつけんなんとか、いろんな問題があるわけです。だから、地下水を主として行くときに、いかに対策ですね、旧泰然とした、いわゆる行動をされたり、不純物をとったりというんやなしに、何かいい方法を勉強していただきたいなというふうに思いますけども、その点についての心構えをお願いいたします。

水道課長（芋田政志） コストのかからないようなる過方法をこれからも勉強していきたいと思っております。

9 番（井田義之） 大変ご苦労さんですけれども、本当にライフラインを担っておる方ということをお覚していただきながら頑張っていただけりゃありがたいなということをお願いしまして、終わらせていただきます。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

3 番（上山光正） ただいまお二人の方が質疑をされておまして、もうほとんどご回答なされてると思うんですが、過日、専門機関紙によりますと、施設の老朽化ですね、これについてはよくわかるんです。古くなるんですね。ところが、運転方式の旧式化が進むと書いてあったんですが、この運転方式の旧式化というのはどういうのかご存じありますか。なかったらいいんですが、また調べといていただいたら。

それと、合理的な簡易水道施設を再検討する今が時期だということで、野村議員さんも井田議員さんもおっしゃるとるわけですけれども、先ほどからお話を聞いておますと、近い将来、簡水と上水が統合していくという話で、私どもは旧岩滝の上水道しかわかってないわけですけれども、簡水になると、先ほど来、出ております配水管、大分町並みが離れていますので、使用効率が悪いと思うんですが、多分もう知っておられると思うんですが、係数を出して、配水管の使用効率や、この簡水の、それから固定資産の使用効率ですね、これも施設を更新するために徐々に数値が動いてくると思うんですが、合併前、旧町の時代に簡水の改修工事というのか計画ですね、これと合併してからの計画とは大きく異なっているのかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

それで、また後ほどお知らせ願いたいのが、有収率ですね、今、漏水メーター、漏水とかメーターの設置についてのこの件と、それから配水管の伸びと、それから給水収益の伸び、これを何とか調べていただかないと、今度は上水のところでお尋ねができないというようなことになってしますので、また後でも結構です、またお知らせ願えればありがたいと思いますが、よろしく願いします。

水道課長（芋田政志） 最初、整備計画につきましては、合併協議会の中でしておりますので、大体それに沿った形で計画もしておりますので、余り変更をするところはございません。

一つ出てきておるのは、整備計画で計画的に統合して、浄水場を一つに統合していくということが若干変わっておりますが、それ以外には変わっておりません。

それから、有収率であります、大体18年度見込みで上水は96%、簡水は86%になっております。

それから、上水の資料、この経営分析表を持ってきておりませんので、わかりませんが、簡水でいいますと、配水管の使用効率は13.4%であります。

- 3 番（上山光正） 今、有収率の比率を教えてくださいなんですが、これはかなり差が出ていると。これは地域的なことや、いろんなものが重なってそういう方向になっているんだと思うんですが、これがもし近い将来統合したときに、私どもの頭の中には民家が密集したところしかないんです。簡水は計画給水人口が5,000人以下ですよ。そうすると旧加悦町、それから野田川町には簡易水道であります、当然、5,000人以下の集団がずっとあるわけですが、これを統合すると、どのような形にもっていかれるのかな。

例えば、隣接同士を組み合わせるとかということになると思うんですが、その辺の計画はどういうふうに考えられるのかなと思うんですが。

水道課長（芋田政志） 整備計画にもおせておりますが、加悦地域でありますと、今現在、8つの簡水あるんですけど、それを二つの区域に分けるといような計画を持っておりますし、野田川地域にありましたら二つ、西部と東部という形で分けたいなという計画をしております。

- 3 番（上山光正） そこでちょっと角度を変えてお尋ねするんですが、上水の収益関係ですね、これは公営企業でやっておりますので、赤字が出て、先ほど来、出ておりますように、補てんはきかないということで、勢いこの施設を更新したり、いろんなことの事業を行うと、それがもろに使用料にかぶってくるわけですが、簡水の場合は一般会計から繰り入れだとか補助金だとか、いろんな方法で運営をされとるんですが、そうすると上水と統合したときの予想される使用料、これは相当上がると私、思うんですが、やはりそういうことになりますか。

水道課長（芋田政志） 上水の会計でありますけど、今でも若干が出だしてきております。上水会計も一、二年で若干値上げをさせていただきたいという思いは持っております。上水1本になりましたら、そのときにどうであるかということも見ながら、料金の算定をしていかなければなりません、今のところ、統合するときの段階になってきたら、多分ばらつきがありますので、同じの使用料をいただくなんということ、多分2段階で水道料金の、上水でいけば2段階お世話にならんのかなと思っております。

額的には今のところ幾らだというのが算定ができませんので、しておりませんが、2段階的にお世話にならんのかなとは思っております。

- 3 番（上山光正） 使用料についてお尋ねをしますわけですが、旧岩滝町におきまして、もう既に水道料金の値上げをせんなんという時期が気とったわけですが、一応、合併までは手をつけずに厳しい中でいこうという考えで引きずってきたという経過がありまして、当然、水道料金の値上げというのは、合併したから上がるんじゃないかと、当初、旧町時代から上げんなん時期が来とったということなんですが、これらを見ましても、どうしても水道料というのはアップ系統になってくるんじゃないかなと思いますけれども、先ほど来、皆さんがお話しされていますように、もう少し我々も含めて、これには十分な研究が必要かなというふうに思いますので、またこの辺のところもいろいろとご指導がいただきたいというふうに思います。

質問を終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

- 1 2 番（多田正成） おはようございます。

水道課長にお尋ねをいたします。

今年度、三河内の方で配水管の老朽化ということで整備に入ってもらえる予定をしております

て、産建でも若干勉強させていただきましたが、今日、インターネットで三河内の方もこの場面を見ておられますので、ちょっと今後の計画内容あるいは工事の着工時期、それと全体の予算等がわかりましたら教えてください。

水道課長（芋田政志） 今年度から三河内簡水に着手するわけでございます。配水管の老朽化じゃなしに、取水方法、井戸で賄うということにしております。その原因としましては、やはり今の標流水を利用させていただいておりますが、奥山川の水も雨が降ったときにつきましては、大分濁る水になりまして、結構、処理に時間もかかりますし、それからコストもかかりますので、井戸の方に移行していくと。

それで、旧町のときから試掘はされておりますので、その井戸も利用しながら、それから浄水場も、今あります奥地の浄水場じゃなくして、大藪団地の近くの方に持っていきたいなという計画を持っております。

それから、配水池につきましても、今あります配水池の横に増設するのは困難でありますので、別の場所に配水池の設置がしたいなと、今、計画ではそのようにしております。工期的には3年ないし5年ぐらい計画しておりますので、それが完成しましたら、今あります奥地の浄水場から大藪団地の近くの浄水場へ切りかえていくということで、維持管理的にもそちらに移行した方がいいんじゃないかと思っておりますので、そういう計画で思っております。

1 2 番（多田正成） いつごろから。

水道課長（芋田政志） 最初に今年19年度につきましては、用地取得と造成工事をやりますので、まだ用地につきましては、ここだということはお示しはしておりません。相手方もありますのでその方との交渉をして、その場所を決定してから造成になりますので、今年度中に造成までをやりたいなという計画であります。

1 2 番（多田正成） ありがとうございます。

そんなようなことで、3年から5年計画でしてあるということでありまして、今現在、隣組あたりでホースを確保しながら、たまに消防訓練というのか、ホースを出したりしてやるんですが、まず3本ぐらいホースをつなぐと、非常に家の裏の方まで届かない水圧というのか、その辺がありまして、私は専門的なことがわかりませんので、どのくらいしたらどうだということにはわかりませんが、その辺の圧の関係と申しますか、あるいは消火栓を細かくやったらいいと思えますし、その辺をどういうふうに考えておられますでしょうか。

水道課長（芋田政志） 消防のことはちょっと存じ上げてないんですが、配水池につきましては、今ある配水池より高くできませんし、圧を上げたらお家の中のからんが飛んだりしますので、あんまりこの圧を上げるということ、配水池を高くするということもできませんので、消火栓の圧につきましては十分足りるとは思っておりますが、ホースを3本つなげたらどうかというのがちょっと私にもわかりかねます。

1 2 番（多田正成） なかなか専門的なことがわかりませんので、あのもんなんです、その圧のことも考えながら配水も考えていただいて、実際に私の前に消火栓があるんですが、3軒向こうのところまで、玄関の辺までは行くんですが、後ろまで飛ばそう思うとちょっと届かない状態です。やっぱりそういうこともありますんで、若干そういうことも加味しながら、全体で考えていただけたらなと。それは配水管の問題もあるでしょうし、水圧の問題かと思うんですけれども、難し

いでしょうけれども、その辺も考えながら検討していただけたらと思いますので、以上で終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

- 5 番（小林庸夫） 初歩的な質問で申しわけございませんけども、予算云々じゃなしに、水道のことで、全般のお尋ねしたいと思うんですが、今度、市場簡易水道の配水施設が幾地に完成できたようでございますけども、中の隔壁を先だっの議会で補正で決まったということですが、コンクリートのそういったものが成分が水に融けてとか、そういうような心配は何もないもんかどうか、ちょっとそういうことのお尋ねですけども。

水道課長（芋田政志） 問題はありません。それを実験的に与謝野町じゃなしに先進地のところも、そのものを使ってやっておりますし、あそこの市場簡水の配水池につきましても、水がえを3回ほどやりますし、問題はないということであります。

- 5 番（小林庸夫） これは水源によっていろいろと差はあって、一概には言えないと思うんですが、私らの近所の方々には、水道の水がおいしくないというようなことで、但東町のタタトンネルのところであるとか、あるいは網野町であるとか、いわゆるおいしい水を求めて、大分あっちこちくみに行っておられる方がございますし、それからいわゆるメーカーさんの進めで浄水器ですか、蛇口につける、そういったものを設置しておられる方もあるんですが、やはり町民にすれば、おいしい水を、安心できる水をぜひそういうことに注意を払っていただいとると思いますけども、お願いしたいということをお願いしたい。何とか還元水のような頼らなくてもいいように、ひとつお願いしたいと思います。

水道課長（芋田政志） 水道の使命でありますように、安全・安心な水を供給すると。水道法にのっとり、水質基準にのっとりましてやっております。それから、今おっしゃったような水をくみに行くと、おいしい水となりますが、やはり水質基準がありますので、それを逸脱したような水道の供給はできませんので、やはり塩素も入れなければなりませんし、その基準内でおいしい水をとるときは努力はしておりますが、やはり水、そこにある水をいかに水道の基準にのっとり供給するかになりますので、その差は出てくるかわかりませんが、勉強しながら、おいしい水を提供したいとは思っております。

- 5 番（小林庸夫） それでは、そういうような形で安心して使用できる水の供給をぜひお願いしたいと思えます。

終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第36号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第36号 平成19年度与謝野町簡易水道特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第37号 平成19年度与謝野町宅地造成事業特別会計予算についてを議題とします。

本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第37号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第37号 平成19年度与謝野町宅地造成事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をしたいと思います。

45分まで休憩します。

（休憩 午前10時27分）

（再開 午前10時45分）

議 長（糸井満雄） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第3 議案第38号 平成19年度与謝野町下水道特別会計予算についてを議題とします。

本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9 番（井田義之） それでは、上下水道課長、初めての質問をやらせていただきます。

今回、予算書の中で使用料が公共下水、特環合わせると1億9,300万円ですか。それから、配水負担金が、合わせると1億7,900万円ということで、初めて使用料がふえたのかな、超えたのかなというふうに思うんですけども、これで責任水量、いわゆる空水量はなしというふうに理解したらいいんでしょうか。

下水道課長（小西忠一） ただいま井田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、空水量の問題でございますが、先ほど議員さんおっしゃいましたように、使用料と配水負担金の関係でいきますと、あわせまして、使用料が1億9,375万5,000円。歳出の方でございますが、配水の負担金が1億7,983万円ということで、差し引き約1,400万円のプラスということで、やっとならぬ維持管理費の方に回せるということで、この部分の空水量

としてはなくなったというものでございます。

それから、空水量ではもう1点、側面がございまして、歳出の方で見ていただきますと、ページが383ページと、これが公共下水の19節負担金の宮津湾流域下水道排水負担金、これが6,641万6,000円、それから387ページの、これは特環の部分でございまして、これが1億1,341万4,000円という数字が上がっておりますが、実はこの部分につきましても、責任水量から減じた額に、責任水量制の負担金、従来のから低くなった数字になっております。これは浄化センターの処理について、今までは平成24年度までの計画でもって排水負担金が決めておりまして平成5年から24年、20年間の全体の全排水量と、それから全処理費にかかる費用とを割り戻して、1立米当たりの98円の単価が設定されて、その水量でもって、平均で、計画水量でもって負担金を払っておったわけですが、一応24年度で計画がペイにできるという計画でできったわけですが、これは前倒しで、実はこの前の補正予算でも上げておったんですが、18年度で黒字に転じまして、ペイができたということで、責任水量での排水負担金ではなしに、より実績に近い形の排水負担金をされていけばよいという形になったものでございまして、六、七年早い、言うたら、空水量がなくなったということでございます。

- 9 番(井田義之) ちょっとわかりにくかったんで、再度お尋ねするんですけども、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。24年までの計画で98円という単価を決めて、その中で不足分については、責任水量としてそれぞれの自治体が払ったと。それで、平成18年度で、それで98円ですってとすると償却ができたということなんだろうと思うんですけども、今年度の予算に上がっておるこの負担金については、98円の計算でなされておるといふふうに私は思ったんですが、98円で計算をされておるとしたら、同じように98円で一応計算はしながら今後も進めていくということなのか、それとも98円という単価で行くと、もう既に償却が済んだから、予定の使用料が済んだから、負担金が済んだ空、もう単価を下げていくと。要は、わかりやすく言いますと、この予算書でいわゆる負担金は98円なのかどうかということと、あと98円で推移されるのか、変わるのかということをお願いします。

下水道課長(小西忠一) 先ほどの説明の不十分な点がございましたので、もう一度ちょっと申し上げたいというふうに思います。

それで、その排水負担金でございますが、もともとの計画が平成5年度から24年度までの20年間に、当時1市3町から排水される見込みの排水量を積み上げた全計画排水量で、20年間の全排水量を処理するための維持管理総計、これを割って算出されたものが排水負担金、先ほど申し上げました98円でございます。それで、この20年間なんですが、20年間の前半は、排水量が少ないために、関連市町の方、私の方から排水負担金と累計維持管理のバランスがとられませんので、その部分につきましては、京都府からの借り入れを合わせ、終始を合わせたいとった部分でございます。前半はそれでいって、20年間の後半でこれを償還して、20年間全体の終始のバランスがとれるような仕組みとしておったわけでございますが、実績でございます、これが実績が計画どおりの水洗化も少なかった部分もあるかと思いますが、流域の維持管理が少なく済んだ部分もございまして、それに対しまして、関連市町からの排水負担金は計画どおり納めているために、京都府からの借り入れも少なく済んでおりまして、償還も早く終わったということで、結果、先ほども言いましたように、14年間で終始のバランスがとれたとい

うことでございます。

先ほど98円の単価が下がるのかということでございますが、98円の単価は変わりませんが、責任水量ではなしに、より近い排水料の形で納めていくような形になるかと思えます。ちょっと細かい計算式がございますが、ちょっとこれになりますと、考え方としたら、そういうことをご理解いただけたらというふうに思っております。

- 9 番(井田義之) 平成5年に、この98円という金額を決めるに当たって、本来なら100円を超えなければ採算というのか、ペイができないということだったんですけれども、100円を超えるということについてはかなり抵抗があって、100円をちょっとでも切るということで、98円という単価が設定をされたわけです。それで当初の10年間については、かなり厳しい状態の中で、98円をいつ見直すかなというような状態で心配をされた時期があった。ところが、結果として今言われるような状態になってきたというふうに思うんですけれども、そしたら、とりあえずは、今後も98円という単価を維持して、あとはそれをほかの設備とか、いろんなところに回してやっていくと、98年はとりあえず平成24年までは行くということではよろしいんですか。

下水道課長(小西忠一) 単価につきましては、そのようなお考えで結構だと思います。

それで、ちょっと先ほど漏らしましたが、排水負担金の一応予算計上しております数字と計画の責任の負担金の差でございますが、ざっと丸い数字ではございますが、約2,800万円ほど下がるとこの数字でございます、現在計上していただいとる負担金は、

以上でございます。

- 9 番(井田義之) そこで、きのうは衛生プラントのことを質問させていただく中で、公共下水道を利用するという話もありました。今こうして何とかそこそこ順調に償却ができておる中で、いわゆる宮津の今の衛生プラントの部分、それから与謝野町の衛生プラントの部分、この辺を今の獅子の終末処理場に持っていきこうと思うときに、余分の設備をしなければならないのか、それとも管をつなぐだけで大体いける見通しなのか、その辺のところは公共下水道としてどういう考え方になるかお尋ねいたします。

下水道課長(小西忠一) ただいまのご質問でございますが、経過等につきましては昨日から出ておりますので、省かせていただきたいと思えますが、下水道サイドといたしましては、先ほどおっしゃいましたように、浄化センターの現在持っている計画もございますし、それから投入の問題、いろいろな部分で、まだまだハードルが非常に高いということで、今、宮津市の方からも指令がっておりますが、まだまだこちらといたしましても、調査・研究が非常に必要じゃないだろうかというふうに思っております。また京都府からも正式な回答もございませんし、その辺の管理者であります京都府がどういふふうにおっしゃいますかわかりませんが、野村議員からも出ておまた区域外の問題、いろんな部分がございます、まだ私どもは調査・研究段階で申し上げることはできませんが、非常にハードルが高いなという印象を持っております。

- 9 番(井田義之) 現状はそういうことだということではわかりました。ただ、野田川の衛生プラントについても、行く行くは下水道を利用させていただくという方向になるんじゃないかなというふうに予測ができますので、そういうことも踏まえて、しっかりと今後対応なり協議がしていただきたいなということをお願いしておきたいと思えます。

それからあと1点、今、この間も言いましたように、昨年の12月に香河川の竣工式が終わりまして、旧香河川のいわゆる改良、道路拡幅もありますし、改良をしております。その中で大きなU字工というのか、U型のボックスを据えた水路になるわけですが、そこでの従来の石垣との間のところに下水管を入れるということが大体計画の中で決まっております。ところが今、工事のときに、例えば借りにでも放り込んでおけば、あとわざわざあそこの埋めたところを掘り返して工事をしなくてもいいということで、私も以前からそれが同時にできないかなということをおっしゃって要望なりしておったわけですが、今、工事を実際にはもうかかっておりますので、早いこと管だけでも放り込めないのかどうか、その点について再度お尋ねをします。

下水道課長（小西忠一） ご指摘の部分の箇所でございますが、現在認可のあれをとっております。認可区域に入っていません。それで20年度に認可をとる予定にしておりますが、補助絡みで、今は整備ができないという状況と、認可を受けてからという形をとらざるを得ないという状況でございます。どうかよろしく願い申し上げます。

9 番（井田義之） 前から町民からの我々に来る苦情というのが、例えば道路を掘り返して水道管を入れたと。次はまた掘り返して側溝を修理しとるとか、下水道管を入れとるとかという、いわゆる二度三度同じことをすると。行政は何でこんなことをするんだという苦情がすごい多いわけですね。だから、20年の民家、これも私も承知しております。けどそこで、結局20年も、来年という来年度ですね、そういう計画があるのであれば、供用することは、私はやっぱり認可をとってしっかりしてから供用するというのは、これは基本だろうと思うんですが、せめて管だけでも入れておくと。そして、それが認可ができれば、すぐつなぐということをしなれば、また掘り返さんという、それも狭いところを掘り返さんならんから、そういうことがありますので、その件については今、課長に答弁を求めても即答はできんだろうと思いますが、そういう二度手間、三度手間をできるだけしないように、そういう法のもともあります、けどその裏をくくることもそういう場合には私はやっていただきたいなというふうに思いますので、しっかりと調整をしてやっていただきたいということをお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

11 番（勢旗 毅） 下水道につきまして、1点だけ教えていただきたいと思っております。

私どもも福知山の境の方に住んでおりまして、旧加悦町では、大体この地域まで下水道が通るのが一番最後ということで、平成37年ということでお示しをいただいております。与謝野町になりましてから大分ピッチを上げて進めていただいとると思うんですが、与謝野町の最終ですね、大体いつごろが目安に終わるといことになっておるのか、そここのところ課長にお聞きします。

下水道課長（小西忠一） 下水道の整備の最終年度はというご質問でございますが、下水道課といたしましては、実は公共でございます岩滝地域が平成19年度で終わります。一応大体終わります。それで、つきましてはそれ以降、来年度からは野田川、それから加悦といった部分に主力を注いで、できる限り早く事業を終わらせたいというつもりでおります。それで、その予算づけもございまして、一応37年というのは間違いなしに、もっと前倒しに終わらせたいという気持ちでありますが、これがいつかというのは今即答は申し上げられませんが、早く終わりたいという気持ちでおります。

以上でございます。

- 1 1 番（勢旗 毅） 年々高齢化が進みまして、そういうことの中で20年もたちますと、一つは限界集落という位置づけがされるようになる部分もあるかと思っております、とても下水道があがってきても、自分とこの工事ができない、そういった心配も起きております。その辺のことも加味しながら、いろいろとご努力いただいとるわけですが、さらに鋭意努力をしていただきたい、このように思っております。

それからもう一つお聞きしたいのは、当然、周辺部に行きますと、人口密度が減るわけございまして、工事費から見ますと非常に割高になるだろうと、こういうふうに思われるんですが、このあたりの社会資本整備の考え方につきましては、それはもう必要だということであるわけですが、財政が非常に窮迫する中で、一方ではしてほしいと、しかしながらと、こう思うわけですが、その辺は課長、どうですか。

下水道課長（小西忠一） 周辺に行くほど距離もございまして、確かにコスト的には上がると思いますが、旧町時代から計画しております。そして、現在、私どもといたしましては現計画でもって進めてまいりたいということで、見直し等については現段階では考えておりません。

- 1 1 番（勢旗 毅） 終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

- 5 番（小林庸夫） 1点だけ課長にお伺いいたします。

一般管理費の中で前納報奨金というのがございまして、これはどういう意味合いの前納報奨金なのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

下水道課長（小西忠一） 前納報奨金でございますが、受益者負担金分担金を納期までの前納で納めていただきますと報奨金という扱いで、交付率が3%、上限が2万円の前納報奨金を支払うものでございます。

- 5 番（小林庸夫） ことしからの町民税であるとか、あるいは加悦町のCATVの視聴代金とか、いわゆる前納が廃止された流れがあるわけでございますが、こういったことも含めて町財政の将来的な意味合いから見まして、存続されるということなのかどうか、いわゆる整合性を持たせる意味では前納奨励金をなくされるのかどうかなどと思ったりして、ちょっとお尋ねするんですが、お気持ちをちょっと伺いたいと思っております。

下水道課長（小西忠一） ただいまのご質問でございますが、一応検討はさせていただきました、廃止するかどうかという部分はございましたが、現在、下水道の今の事業の趣旨からいきまして、一応継続していこうという形でままとするものでございます。

- 5 番（小林庸夫） 普及率を高められる意味合いもあると思っておりますけれども、また今後の課題として検討していただきたいと思っております。

以上で終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

- 1 0 番（赤松孝一） 1点のみお尋ねいたします。

多分、提案説明であったんだろうと思うんですが、私が聞き落としていたんだろうと思うんですが、383ページと385ページの水洗化奨励金につきましてちょっと詳しくご報告を願いたいと思っております。

下水道課長（小西忠一） 水洗化奨励金でございますが、まず公共の方でございますね、383ページ、357万円計上させていただいておりますが、件数にいたしまして119件相当分で、掛ける1件3万円というものでございます。それから、特定環境保全の方でございますが、ページが385ページ、522万円、174件相当分を見込んでおります。

以上でございます。

10番（赤松孝一） 私は、下水道を水洗化したわけですが、当時このような報奨金はいただけなかったというふうに記憶をしておりますが、これを両方足しますと1,000万円もなりませんけれども、900万円ほどになるんですか、大きな金額なんですけど、果たしてこの報奨金というのを払って、いつからこういう制度が、合併したことでなったんですかいな、たしか。合併以前はなかったと思うんです。これは岩滝町さんだけが合ったんですよね、これ。それで、これは合併協議会でもいろいろと議論をしたんでよく覚えているんですけども、果たして3万円も払う必要があるのかという、基本的な、非常に財政が厳しい厳しいと言っておりながら、3万円を払って900万円近いお金を出す必要があるのかと。このことはもう当然のことであって、報奨金を払うようなことなのかと、どうも時代錯誤でないかと私は思って、合併協でも同じことを申したんですが、いよいよこれが本格的に取り入れられているようですけども、どうも、お金がないお金がない、緊縮財政だと、鉛筆1本紙1枚という中で、ばらまきだと思うんです、私はこれは、はっきりと言って。だからどうしても家庭的に、経済的に、接続したいと。しかしどうしてもこういう形で、いわゆる経済的に困っているとか、特別な特別な事情があって、福祉の面からも、いろんな面からも、ここには減免措置が必要だということがあっても、あえて3万円もお金を足して持っていくようなことは、私はどうもこれは非常識じゃないかというように思うんですが、町長、いかがでしょうか、これ。

町長（太田貴美） 私自身も見逃していたなという、今そういう感じがするんですけども、もう一度それらについて、内部について協議はさせていただきたいなと思います。一般会計の方ばかり見についておまして、これらも含めて、ほかにはもうないだろうと思うんですけども、もう一度これらを見直しをするという方向で考えさせていただきたいと思います。

10番（赤松孝一） 見直しをしていただくということを約束いただきましたんで賛成しようと思いませんけど、こんなことが本当に通るのであれば、私はもうはっきり言って、この予算はとてじゃないけど賛成できかねない。これだけお金がないと言っとるときに、こんなことはもってのほかだと思ってますんで、ひとつよろしくお願いします。

町長（太田貴美） 見直す方向で検討はさせていただきたいということで、一応、協議会の中でもいろいろと論議してきた内容でございますので、いろんなことを見直す前にはやはりもう一度、内部調整をさせていただいて、整合性がとれた上でご提案をまたさせていただきたいと思います。

10番（赤松孝一） わかりました。よろしくお願いたします。

議長（糸井満雄） ほかに。

3番（上山光正） ただいま水洗化の報奨金、これについて赤松議員がお尋ねになりましたが、110件分相当ですね、これは支払いするのに、やはり調査に行かれると思うんですが、これは通常はトイレ、それから炊事場とか風呂場とか、接続の内容を調査されるわけですが、中にはトイレだけして、そして生活雑水だとかお風呂場はとりあえずやめておられると、そういう家庭も

旧岩滝でありまして、そして今、赤松議員がおっしゃった、一応、水洗化に参画したということ  
で3万円をいただいとるなど、ちゃっかりと。それで相も変わらず、下水に生活雑排水が流れ  
ていると、こういうようなケースがあったわけですが、やはり確認に行かれるときには、  
きっちりとそういったことも一体的にトイレと風呂場、それから炊事場とか、こういったものを  
まとめた処理だと思しますので、確認をお願いしておきたいなというふうに思うわけです。

それから、滞納繰越98万円があるわけですが、これをお聞きすると、水洗化になって3年間  
の有余があるわけですね。その関係の滞納繰越かなと思うんですが、それから受益者負担金です  
ね、これについてもお尋ねしておきたいんですが、先ほど金銭的には空水量はゼロになったとい  
うようにお聞きしたわけですが、依然として、この受益者負担金を支払っておられないという方  
が多く見かけるわけですが、この徴収方法ですね、これについてどのような方法をとってお  
られるのか、お尋ねしておきたいと思います。

下水道課長（小西忠一） まず、奨励金の確認の方法でございますが、先ほどおっしゃいましたが、慎重  
になりまして、必ず全部をしていただかないと奨励金は出ないという形をとっておりますので、  
必ず確認をいたしまして、そういう交付をいたしとるという状況でございます。

それから、受益者の分担金等の滞納の関係でございますが、先ほどちょっと空水量の部分をお  
っしゃっておられました。その部分につきましては使用料でございますので、分担金と負担金は  
ちょっとその分には、建設費の方に充てますので、ちょっと話は違うんでございますが、この滞  
納の部分につきましては、多額の受益者分担金負担金、滞納部分がございまして、これにつきま  
しては、旧野田川では建物があって水周りのある方で、最高3年の有余をかけて、その後賦課す  
る方法と、それから旧岩滝、加悦につきましては、その有余はなしに、即から賦課するという方法  
がございまして、その中で滞納として残っている部分がここに上がっているという部分の、これ  
は収納の見込みでございますが、上がるとるものでございます。

それで徴収の部分でございますが、正直申し上げまして、私どもの下水道課として、すべての  
方にきちっと訪問して徴収に当たるとるという状況はできておりません。ただ、年末におきま  
して、課内全員でずっと回らせていただきまして、一定の収納は得たわけですが、これからはやは  
りもっともっと徴収に力を入れていかないと、まだまだこれから新しく発生する部分がございま  
すので、力を入れていきたいというふうに考えています。

3 番（上山光正） ただいま課長からご回答をいただきました。本当にこの受益者の負担金は税と一  
緒で、やっぱり公平に扱っていただく。これを大きな金額になってまいりますので、やはりこれ  
は広報紙でもPRを重ねていったり、そういった地道な努力をしていただくという方向で進ん  
でいかれたらいいんじゃないかなと思います。

それと、一般会計のこの債務負担行為でちょっとお尋ねした件があるんですが、生活雑排水で  
すね、加えて農業用水の排水にも問題点が潜むというように申し上げたと思うんですが、その中  
に浄化ビジョン、こういったものはどうかなお尋ねをしたわけなんです、これも加悦地区さ  
ん、それから野田川さん、そして岩滝と大きな川が流れてきますね。岩滝に全部集まるんですよ、  
実は。だから、海岸沿いが青子が出たり、いろいろとなつて、地元の皆さんから、夏になると悪  
臭が発生してくると。もちろんこれは阿蘇海の海流の関係でそうなるんだと思うんですが、やは  
りこれは上流から、とりあえず生活雑排水を流さないようにしていくのが順序かなと。それには

やはり下水道の少しでも接続を早期にやっていただくということが効果があるんじゃないかなというふうに思います。これらにつきまして、またの機会で結構ですので、この浄化ビジョンというのはどういうふうにつくっておられるのか、またこれからどういうふうに考えておられるのかお伺いしますので、後ほどで結構です。

質問を終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第38号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第38号 平成19年度与謝野町下水道特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第39号 平成19年度与謝野町農業集落排水特別会計予算についてを議題とします。

本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番（上山光正） 1点だけ簡単にお尋ねします。

この農業集落排水ですね、これはページ415に今回13委託料、温江地区、これをされるわけですが、今後の順序というのか、ずっと集落排水をやっていかれる計画ですね、順序、どこの地域をやってこうこうする、これがわかりましたらお尋ねしたいと思います。

下水道課長（小西忠一） 農業集落排水事業につきましては、この温江地区が終わりましたら、一応、計画ではもうあとはないということで、これで終わりでございます。

3番（上山光正） 質問を終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第39号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

( 起立全員 )

議 長(糸井満雄) 起立全員であります。

よって、議案第39号、平成19年度与謝野町農業集落排水特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第40号 平成19年度与謝野町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1 番(野村正八) それでは、福祉課長に介護保険の当初予算について質問します。

まず、434ページの介護サービスの給付費ですが、居宅も施設も予算ベースでは減額ということになっていますが、決算見込みのベースではどういう状況なのか、お聞きをします。

福祉課長(岡田康利) お答えいたします。

保険給付費の関係でございますけれども、居宅サービスにつきましては、平成18年度決算見込みでは94.5%程度まで、事業計画に比べて減額になるというような見込みでございます。また、施設サービスにつきましては96.1%程度ということで、事業計画に上げております数字よりも平成18年度は若干給付が減額の見込みということでございます。

1 番(野村正八) 介護保険制度が大幅に改正、いわゆる改悪をされて負担がふえたという質疑をしてまいりました。今、計画時点よりも下回った推移ということですが、それはなぜそういう推移になっているのか。施設についてはそんなにふえようがないということはわかりますし、入る方によっては上がったり下がったりはあるんですが、介護度によって、この居宅がこれだけ下がったというのはどういうところに理由がある、施設についてもどういうところに理由があるとお考えか、その関係で当初予算も減っているんだと思うんですが。

福祉課長(岡田康利) お答えをいたします。

特に分析等につきましては行っておりません。ただ、利用者の負担がふえたということでございますので、直接その居宅介護サービスにつきましても、デイサービスなんかですと、そこでの食費代なんかを実費負担しなければならないというようなことが、今までですと、それもこの保険給付の方で面倒をみておったわけですが、その部分は利用者負担ということになりますので、そういった部分がこの保険給付費の方からは減額になるということですし、施設の場合も居住費が加えて利用者負担ということになりますので、ただ、所得の低い方につきましては補足給付費というようなことで対応することにはなっておりますが、そういった部分で、見込みよりも若干減っておるのではないかなというように思います。

それと、認定者はふえていくわけですが、なかなかそのサービス提供をしていただく施設、事業所、そういったものがふえませんが、そういった中では、そのサービスも利用しづらいというところがあるのではないかなというように考えております。

1 番(野村正八) 国の制度が変えられるたびに内容が悪くなっていくと。利用者から見ても、事業所から見ても同じ状況だろうというふうに思っています。一般会計で申しましたように、新しく在宅重視ということで、福祉空間づくりということで今から頑張ってくださいというわけですが、人材の確保というよりも、働いていただける給与体系が、そのものが大変難しい算定単価にどんどん

なっていくと。切り下げられていくということで、本当に意欲があって頑張ろうという自己犠牲的な形でやっていただく方がふえないと、今言われたサービス提供するところがふえていかない。こういう地域では、民間のいわゆる一般的な利益を求めての民間の業者が入ってこないというふうな実態があるだろうというふうに思います。そういう点では、介護保険制度そのものだけではその範囲だけでは、今、町が計画しているものが将来にわたって担保できるかどうか不安も持っています。その辺も含めて私も研究もせんならんし、行政の方でも検討していただきたいというふうに思っております。

それでもう1点ですね、今、利用者の負担がふえたという話がありましたが、この政府の介護保険の改悪によって、例えばベッドなどの介護用品の貸しはがしが大きな問題になりまして、国民の中から大きな批判が起こったわけですが、国の方では、問題ないということで見切り発車がされたということがあって、何とか町の方でその辺の下支えができないかという質問を今までさせていただきました。国の方でそういう中で今回大きく変更があったというふうに聞いています。一定の方に、やはり介護ベッドは必要だという方向での見直しがあったというふうに思うんですが、19年度、どういう形でそのあたりが新たにこの介護保険の中で変更点として生まれているのか、ご説明いただきたいと思います。

福祉課長（岡田康利） お答えいたします。

まず、この介護保険制度の国・府あるいは町の負担を抑制していくために、特に報酬単価の引き下げというようなことがございます。そういった中では、社会福祉法人あるいはNPO法人等々、そのやり繰りに大変苦労されておるとい現状がございまして。そういった中で、例えばヘルパーなんかの雇用についても、どうしてもその賃金を引き上げていくということにならないというようなことから、非常に賃金等が労働に比べて非常に安いというような位置づけがされるんではないかなというふうに思います。ただ、これは国の制度がそういうふうになっておりますので、町ではそのところをカバーするということにはなかなかありません。

ただ、先ほど申されましたように、今回、また制度改正がございまして、その内容までちょっと今のところ把握しておりませんので、またそのあたり早く確認をしたいと思いますが、町といたしましては、この介護保険に適用されない部分でも、保険外サービスというような位置づけで、できる限りの支援はさせていただくということにしておりますので、場合によっては、そういったベッドでありますとか車いすでありますとか、そういったものが保険外ということで対象にならなくても、これらを保険外ということでの町の対応はできるんではないかなというふうに考えておりますので、そのあたりは検討をさせていただきたいというふうに考えております。

- 1 番（野村正八） 国の方では医師の一定の判断で必要な方を認めていくという形での変更がされていると思いますが、今のそういう見直しだけでは、まだまだ本当に必要な方に手だてが足りないという実態があると思いますので、今、課長が言われた、町独自でも現実の介護の実態から必要な手だてを打っていただきますよう要望しまして、質問を終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

- 1 1 番（勢旗 毅） 介護保険会計につきまして、少しお尋ねをしたいと思っております。

昨年の改正で、いわゆる予防重視型システム、こういったことに転換が図られたんではないかなと、こういうふうに思うんですが、この中で地域総括支援センターですね、ここが創設をされ

たということで、お一人の方とか、あるいは家族があっても、なかなかどこに相談に行ったらいいかわからんと、そういう方で非常にここを頼りにされとる方があると、こういうふうに認識しておりますけれども、現在のところまで1年たったんですが、その辺の利用の実態はどうでしょうか。

福祉課長（岡田康利） お答えいたします。

地域包括支援センターにつきましては、京都府の府内では大体半数程度が直営ということで、特に北部の方は、それぞれの市町が直営で設置をいたしております。それで与謝野町におきましても、当初は3名体制で出発をいたしました。なかなかその人数では対応できないということで、11月から4名にさせていただき、またこの4月からもう1名ふやしていただくという予定になっております。

そういった中で、まず介護認定を受けていただく団体から地域包括支援センターの方で対応をさせていただいております。それから、法人の方で在宅介護支援センターを持っておられます。そちらの方も今までどおり、そういった相談業務にのっていただくということになっております。そして、要介護認定を受けていただいた結果、要支援1、要支援2ということで認定をされました方につきましては、地域包括支援センターでケアプランを作成していくということが基本になってまいります。ただ、地域包括支援センターだけで対応がし切れませんので、一部を在宅介護支援センターの方に委託をしておるといった状況でございます。したがって、そういった部分では日常的にはなかなか町の方におみえになって相談をするということよりも、こちらから訪問させていただいて状況を聞かせていただく。そして、帰ってきまして、それをまとめて、そしてプラン等を練っていくということで、昼間は特に訪問、夜はそれのまとめというようなことで現在対応しているのが実態でございます。

1 1 番（勢旗 毅） 今、課長からお伺いをいたしました、特に訪問を重視していただいとるということで、この制度の役割が非常に機能していると、こういうように感じたところです。

それでは、いわゆる1号保険料の見直しで、19年度の場合、この設定の見直しがされたことによって、いわゆる第2段階ですか、このところな対象者というのは、19年度の場合は何ぐらいの人数になっておりますか。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

18年度の当初の賦課の状況でございます。第1段階につきましては、69名ということで、この69名につきましては、生活保護でありますとか高齢福祉年金の受給者ということでございますが、69名と、また第2段階ということで、町民税が非課税で、本人の収入が80万円以下の者、これにつきましては199名と、それから第3段階、町民税非課税世帯でございますが、1,058名、それから第4段階が2,452名、第5段階が607名、それから第6段階が371名、それから一番高い第7段階が70名ということで、合計6,904名が第1号被保険者ということで、保険料をお世話になっております。

それで19年度につきましては、6月ごろに住民税の賦課が大体確定しますので、それにあわせて賦課をさせていただくということになります。

1 1 番（勢旗 毅） 第2段階で1,199人とということで、この保険料の見直しというのが一定の役割を果たしてはいると、こういうふうに感じたところです。

それでは、もう一つの情報開示の標準化ということで、介護サービスの事業所に事業所の情報の公表をするということが義務づけられました。これは今、実態としてはどういう格好で公表がされていますか、事業所は。

福祉課長（岡田康利） 特に状況を把握しているわけではございませんが、京都府の方から、直接、事業所の方に、施設の方にそういった通知文が参っております。それを受けまして、いつでも情報開示をするというような考え方でもって対応をしていただいております。それがホームページ等で出されておるのかどうか、そこまでは確認いたしておりませんが、法人等にお尋ねをいたしますと、いつでもその情報は開示しますよと、いう位置づけにさせていただくようでございます。

1 1 番（勢旗 毅） 当然、そういうことになるだろうと思うんですが、やはり開示要求があったらということではなしに、どこかでやはり公表するという指導が必要ではないかなと、こういうふう考えております。

次に、市町村の保険者の機能の強化ということで、いわゆる行政事務の外部委託について新しく設けられておりますね。公益法人の市町村事務受託法人、こういうものができておった場合はここに認定調査の事務を委託してもいいと、こういうふうに改正ではなっておりますが、京都府下ではこういう事例はありますか、お聞きになったことは。

福祉課長（岡田康利） そういうことはまだ聞いてはおりません。

1 1 番（勢旗 毅） これは構成な中立性を確保しつつ、外部委託が可能になったということで、新しい道を開いているわけです。ぜひご研究をいただいて、どんどん仕事を抱えるということは大変なことなんで、委託が許される分については委託をしていくというのも一つの手法ではないかと、こういうふうに思っておりますんで、またご研究をいただきたいと思います。

それから、もう1点、財政構造を見ますと、包括的支援事業の中の任意事業ですね、これを行った場合に国の助成補助事業といいますか、国の助成の割合が高いように見れるんですが、そのところはどうか。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

428、429ページに歳入を掲げております。その中で、例えば3款の国庫支出金、これの地域支援事業交付金というのが2目にございます。介護予防事業あるいは包括的支援事業、任意事業、こういったものにつきましては、これを取り組むことによって国の交付金が入ってくるということでございます。また、支払基金交付金につきましても、同じように、こういった事業を取り組むことによってそういったものが入ってくるということでございます。したがって、こういった地域支援事業に取り組まなければ、これらの交付金等々も入ってこないということでございますので、与謝野町といたしましては、こういった事業にも積極的に取り組み、対応をしてみたいというように考えておりますし、これらの具体的な事業につきましては、保健課とも十分調整をとりながら実施をしていきたいというように考えております。

1 1 番（勢旗 毅） これは、18、19、20の3年間と、こういう理解でよろしいですか。終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、討論を終結します。  
これより、議案第40号を採決します。  
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(糸井満雄) 起立全員であります。  
よって、議案第40号 平成19年度与謝野町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第41号 平成19年度与謝野町土地取得特別会計予算についてを議題とします。

本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、討論を終結します。  
これより、議案第41号を採決します。  
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(糸井満雄) 起立全員であります。  
よって、議案第41号 平成19年度与謝野町土地取得特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第42号 平成19年度与謝野町石田土地区画整理事業特別会計予算についてを議題とします。

本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

4 番(廣野安樹) この石田土地区画整理事業につきまして、一、二点お伺いをしておきたいと思えます。

予算を見ますと2万5,000円ということで、ほとんどゼロというようなことですが、この土地区画整備事業につきましては、私も過去に幾度か質問をさせていただいたり、一般質問もさせていただいております。今年度もこの事業につきましてどのようにお考えになっておるのか、まずお聞きをしておきたいと思えます。

建設課長(坂本典男) おっしゃられるとおり、予算につきましては2万5,000円でございます。また、地元の状況といたしましても進展していないというのが現状でございます。やはり基本方針

としては、やっていかなければならないという考えについては、私は変わりございません。

以上です。

- 4 番（廣野安樹） 過日の一般会計のときも、この点につきまして質問をさせていただいたわけですが、21年か22年ごろには京都縦貫があそこまでおりてくると。仮称の野田川岩滝インターチェンジが開通されるというようなことになろうと思っておるわけですが、そのときにお尋ねをしておりますと、二段階方式でも考えていく方法が一つあるんじゃないかというようなことをお聞きしております。この点につきまして課長の方から、ひとつ進んだ方向での回答がいただけないものかということをおもっておるわけですが、この二段階方式のことにつきましてご回答をいただきたいと思っております。

建設課長（坂本典男） この辺につきましては一般会計の中で区画整理に関して農林、舗装も含めてのお話が出まして、私の思案というような中でお話をさせていただいたんですが、廣野議員さんがおっしゃられるとおり、石田橋の幹線も目に見えております。また、インターチェンジもそこまで来ております。こういった中で、あそこの狭い府道、弓木岩滝線を見ておりますし、やはり何とかしていかなければならないと、そういった部分を今後どうやっていくのか、先日も地下工事が発表されましたが、岩滝町においては場所によって2%、それから6%、いまだに地価が減少している中でどう進めていくか。地権者の反対の中の一つの大きな理由として、地価が下落している中で賛同しかねるという部分もありますので、そういった部分でまずは府道の整備を進めるといふ点があるんじゃないかなというふうに申し上げた部分でございます。また、それも一つの手じゃないかなと、私なりに思っております。

以上です。

- 4 番（廣野安樹） 課長はこの3月の末で退職をされるようにお聞きをしておるところでございます。今、課長の方からもありましたように、府道の早期改修は欠かすことのできない大事な事業であるというように思っております。町長に申し上げたいと思うわけですが、開通いたしますと、この府道はアクセス道路として重大な道路になってきますし、渋滞も起きるのではないかとおもいますと、やはり早期に府道の改修はやっていかなければならないということをおもいます。

先ほど地価の下落につきましても課長の方からありましたが、先ほどの承認をされました宅地造成事業につきましても、なかなか売れてないというような状況をお考えすると、並行してやるのはなかなか難しいんじゃないかということをおもいます。二段階方式、今、課長が言われましたように、何としても府道を早期に改修をして、町民の不安を取り除くことが大切であらうというように思っております。

新課長も、建設新課長の山崎課長もなれるようでございますが、この課長におきましても、ぜひこの点につきましては早期に府の方にお願いをしていただいて、何とか改修ができるようにご努力をお願いしたいというように思っております。町長のご回答があればお聞きしておきたいと思っております。

- 町 長（太田貴美） 努力させていただくということしか今の段階で申し上げることはできませんが、何らかの方法で、本当に大変な状況になるだろうということは十分予測されますので、これもあわせて府の方にお願いがしていきたいというふうに存じます。

4 番（廣野安樹） 府道の方の私がお聞きしとるんでは、府道の方の地権者の方々にはご理解いただいているということをお聞きしておりますので、何とでもこちらの方から早期に進めていただくことを強く要望してして、質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第42号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第42号 平成19年度与謝野町石田土地区画整理事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

これで一応午前中の質疑は終了いたしまして、昼食休憩に入りたいと思います。

再開は1時30分から行いますので、ご参集していただきたいと思います。

それでは、休憩いたします。

（休憩 午前11時58分）

（再開 午後1時30分）

議 長（糸井満雄） それでは、午後の部に入らせていただきますが、教育長は少し遅刻する旨、申し出がありましたので、お知らせをしておきたいと思います。

休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第8 議案第43号 平成19年度与謝野町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7 番（伊藤幸男） それでは、新年度の国民健康保険特別会計の予算について質問をさせていただきますと思います。

一つは、ご承知のように、国民健康保険税そのものが、非常に暮らしが大変になっている中で負担が非常に大きいという問題がございまして、町民の皆さんも非常に関心の高いところであります。私自身もいろいろと相談等々の中でも、負担が多いので、できるだけ軽減してほしいなということが言われています。特に近年はこの議会の中でも採算取り上げていますように、格差と貧困、こういう問題が非常に大きな問題になっていまして、改めて私自身も調べますのに、これはここだけではないんですが、全国的にも非常に大変な事態になっているなというように思っております。

一つは国保税の問題、負担が大変だということのかかわりで、国保会計、各市町村に全部国保会計を持っているわけですが、国の国庫負担の問題です。これは簡単に申し上げますと、84年、いわゆる中曽根行革が始まる前の負担ですが、84年度では国全体から国保会計ですね、全国市町村の国保会計に折り込まれたお金は49.8%、ほぼ5割ありました。これは制度改革ということでやって、それが今どうなっているかという、直近の調査ですから、データとしてはとりきれなかったんですが、2004年、去年、おとし、その前になりますが、の決算では34.5%ということで、3分の1に下がると。これが一つは市町村の国保会計が大変になって、国保負担がふえる原因になっています。その結果、国民健康保険税はどういうふうになっているかといいますと、今調べました84年度の3万9,020円だったんですが、平均の1世帯。それが2004年度では15万1,770円に膨れ上がってる。ですから、どうなりますかね、4万円ぐらいから15万円に上がったわけですから、膨大な負担になっていると。これはほかのいろんな負担と比べてもダントツにふえてきています。これが一つです。

それからもう一つは、いわゆる国民健康保険に加入されている世帯の問題です。国保世帯の所得がどういふふうになっているかといいますと、91年度では、この国保加入の世帯は276万5,000円です。今、格差と貧困という話をしましたが、これがどうなっているかという、2004年度では165万円に下がっています。ほぼ6割です。6割を切る下がり方をしています。これが一つあるんですね。本町でもきっとこれは基本的には同じ形で負担の増大と、所得が減ると、こういう事態になっているのではないかというように思っているんですが、課長、その点で、長くいうたって、担当してからというのはそう長くはないでしょうが、10年とかいうことでないでしょうか、その辺の感じ方をまず初めにお伺いしておきたいと思っています。

保健課長（佐賀義之） ただいまの議員さんのご質問にお答えしたいというように思います。

国の補助金が今ご案内のように34.5%程度に落ちてきたということがあって、過去には50%、約半分ぐらいの補助金があったということなんですが、この間、いろいろな制度がございました。改正がございました。今、議員さんの方が、余り長くないとおっしゃっていただいたんですが、私も14年目になりまして、14年前から国民健康保険を担当しておりまして、この間ずっと推移を見ております。そういったことを踏まえまして、過去には、あるまちによっては、もう定額で、年額が18万円で税率を決めていくんだよというようなまちもあって、これが新町になって、この与謝野町になったんですけども、この間を眺めておりますと、本当にたくさんの制度改革があったわけなんですけども、今おっしゃられましたように、国の補助金等については、現在でも一応の療養給付費という項目については34%ということになっておりますけれども、調整交付金でありますとか、それにかわる府の補助金等がありまして、現在では国・府の補助金を合わせますと、約50%の補助がございます。このように、議員さんがおっしゃられているほど、国とか府とかの支援によって、大体補助金については余り変わってこないというように思っております。

次に、所得の関係がございましたけれども、本当に所得の関係については、この間、国の方が景気がいいと言っている中、この地方は独特の地域でありまして、所得が伸びにくいところがある中で、国民健康保険の割合が高いということでございますが、今ご案内がありましたように、国の方では、所得金額が165万円というような紹介がございましたが、18年の私の

持っているデータを見ておきますと、この基準総所得というのは、与謝野町でせは124万円ということで、国平均よりも若干低いということになっております。若干、状況と今までの推移と町の所得状況を報告させていただきました。

7 番（伊藤幸男） 今、答弁の中で、時間がありませんから、要約してその1件だけ延べておきます。

府も含めた府市支出金も受けて、ほぼ5割なので変わらないんじゃないかという課長の答弁がありました。これは80年当ても京都府も指示してたんです。ですから、それは変わり方としては非常に大きな変わり方があったと。その結果が示されているのが、3万9,000円だったのが15万1,000円にまで負担増になってるわけですから、これはどこの自治体でもそういう認識ですから、ここは勘違いしないようにしなきゃいけないというように思っています。

次の質問に移りますね。こうしたことを反映して、一番大きな問題になっているのは、今、国保問題で最大の問題になっている点は、保険証の取り上げとか滞納の問題です。まず、滞納世帯はどのくらいあるかと。96年が16.1%、それから2006年、これは去年ですね。去年の数字を数字を見てみますと、19%ですよ。ですから、これは2割弱がふえているんですね。これは大きく広がっているということです。これは特に小泉政治との関係で、加速的にその数字は示されています。もちろん全国の資料ですよ、今言っているのはね。

それからもう一つは、短期証ですね、いわゆる短期保険証というのを発行せざるを得なくて、国がそのことを指導しているんですが、これがどうなっているかということ、1996年で5.18%の発行でした、世帯比率が。これが25.49%ですよ。4件に1件はなっているんですね。これはもう本当に5倍に広がっているんです。

それからもう一つは、いわゆる資格証ですね。資格証の発行、これについても1.92%、1996年段階で、これが2006年では7.31%、大体4倍になっています。

こういうふうに、異常な事態がこの小泉政治以降、加速をしているということが特徴づけられると思っております。

お聞きしたい点は、先ほど言いましたように、格差と貧困が非常に広がっておりまして、深まっております。この認識を正確にしておくことが必要だと。そこで質問したい点は、本町の場合、滞納世帯はどのくらいの率になるのか、短期証の発行世帯は何%くらいになるのか、それから資格証はどうかという点をお伺いしておきたいと思っております。

保健課長（佐賀義之） ただいま議員さんの質問で滞納の関係なり短期証、資格証の関係を聞いていただいております。

まず、短期証の関係については、原則、3カ月の短期証を出すということになっておりまして、1年間で4回出すわけなんです。直近の短期証の発行をしましたのが1月4日付で短期証を発行しております。この対象世帯としましては、与謝野町で226世帯がございます。それと資格書については、国保を滞納して1年以上になれば、国保の資格があるということで、資格書の発行ということになっております。この資格書の発行は、医療機関では10割支払わなければならないということがありますが、まだ与謝野町ではこういった短期証の発行等の対象の方については、なるべく均衡を持つようにして、事情をお聞きするということを基本にしておりますので、こういったものを現在では、資格証の発行はいたしておりません。

この滞納につきましては、税務課長の方がきちっとした数字を持っているというように思いま

すので、税務課長の方から答弁をしていただくことにします。

税務課長（和田茂雄） 国保税の滞納世帯についてのご質問にお答えいたしたいと思います。

17年度の決算の状況でございますけども、国保税の滞納世帯については733世帯ということで、1割強ということかと思っております。

- 7 番（伊藤幸男） 今見ていると、全国から比べると、それぞれの発行が非常に低いということで、その点は思った以上に、本町の場合は努力されているんだろということだと思います。課長の答弁にもありましたが、非常に慎重な、機械的にせずに対応しているという姿勢も見られますし、ぜひその点は堅持してほしい。

特に、私がこの間、いろいろと相談や皆さんの話を聞いていますと、特に老人世帯が非常に大きくなっているということですね。広がっている。それから、もちろん独居老人の世帯、この二つだけでも2割に近く迫っていると、世帯全体のこのまちの特性がありますよね。これに加えて年金生活者やそれから生活困窮者、低所得者層へのこうした対応が改めて特別な意味を持ち出しているということだと思うんです。特にそれは、私が思いますのに、全国の諸例なんか、事件を見ていると、皆さんご承知のように、このことの行政側の対応の、別に悪意はないんですが、対応のズレが起きて、事件が起きているということも起きているわけですね。この点をしっかりと踏まえていただいた、こうした方々、困窮者への対応、滞納者への対応ということは、特別に行政側の姿勢が求められると思いますので、その点はぜひ考えていただきたいと思うんですが、課長の答弁をお願いしたい。

保健課長（佐賀義之） ただいまの質問です。こういった新聞紙上を見ておられますと、保険証の取り上げ等によって手遅れになったというような新聞記事なんかを見ておられますと、本当に心が痛む思いがするわけなんですけれども、実際の短期証の発行というのは、機械的にお金をいただくということも大切な要素ではありますが、やはりお出会いして、本人さんの身体状況とか顔色とか見て、町民の方と接する機会でもあります。私どものところについては保健師もおりますので、そういったものを家族の方が大変お疲れになっておられたり、また本人さんが短期証をとりこられて、しんどそうだというようなことについては、当然、保健師等々とも相談したり、ほかのサービスとも連携していくということも、ただ単に、この短期証の発行ということだけでなしに、そういった面も考えて、本当に住民の見方になった対応をしてまいりたいというように思います。

- 7 番（伊藤幸男） ぜひ、そういう立場で最大限努力をお願いしたい。これは前にも言いましたが、全課でも住民と接するところについては、そういう姿勢をいろんなところでやってほしいというように思っています。

最後に、時間がありませんから、再来年度ですね、20年度から後期高齢者の医療制度が変わるということで、2点ほどお伺いしておきたいと思っています。

まとめて言います。一つは、本町としては、具体的に、広域連合ということで京都府に全部移るわけですね。本町では、こういうことについていろんな問題が起きると思うんですが、どうするのかと、どういう対応できるのかということが一つ、それから実務的な問題でいうと、本町の後期高齢者の実務はどういう処理になるのか、概要を説明願いたいと思っています。

保健課長（佐賀義之） ご案内のように、平成20年度から後期高齢者制度が始まります。この後期高齢者の広域連合へ与謝野町の職員せ1名派遣して執務するよということ、派遣していくわけ

なんですけども、19年度がこの変遷時期の大きな時期になっておりまして、今後の事務的なことを簡単に申し上げますと、20年度から現在の75歳以上の方の医療関係については、すべて広域連合の方で支払い関係はするということになります。しかしながら、保険証の発行でありますとか、また保険料の徴収については、基本的には年金天引きと。20年度から年金天引きということになりますけれども、年金が少ない方等については普通徴収になります。今の介護保険制度と同じようなことになってくるわけなんですけど、そのように年金天引きで保険料はお世話になるということになります。

ことは年金等のデータのやり取り等がございますので、広域連合の事務を行う。あわせて、今までやっていた給付でありますとか支払い関係については、もうすべて町の方はやっていかなんということ、この19年度については二重に仕事をいかんなんということ、大変かなというように思っております。しかしながら、これは与謝野町だけがやっているということではありませんので、みんなで力を合わせてやっていかなければならないというように思っております。

また、これについての後期高齢者ができますと、今後、私どもの仕事の中でも検診制度というのが大きく変わってきますが、これについてことし19年度1年かけて検診についての十分議論を進めていきたいというように思っております。

- 7 番（伊藤幸男） 先ほど答弁がちょっと漏れてはないかと思っているんですが、ここの場からこの制度について何か文句が言える、意見が言えるというような場は与えられるかどうかという問題です。それから、もう一つは、言いましたよね、この制度はすべての高齢者が負担ができるし、負担しなきゃいけないと。しかもそれがふえるという点ですので、この点はいいんですが、言いましたように、本町がどういうふうに声が反映するシステムが組まれているかという点をお伺いしておきたい。

保健課長（佐賀義之） この広域連合は、今、新しくできるということでありまして、そういった広域連合の事業をやっていく中で、これから条例等々が論議をされます。そういった中で、国としては全体一律でということはあるんですが、やはり今までの国保制度のように、京都府らしさということも残ってくるのかなというように思っております。

幸いには、この議会からは議長さんが委員さんとしてお世話になりまして、そのあたりの議論がことし1年間かけてきちっと制度が、京都府としての制度が確立をされますので、そういった中で議論なり要望なりする場所というのがございますので、そのあたり議長さんと十分保健課の方と連携をとりながら、こういった制度ですよというようなことも聞いたり、また助言させてもらったりして、新しい制度でありますので、本当にいい制度にしていきたいなというように思っております。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

- 1 1 番（勢旗 毅） それでは、国保につきまして、若干お尋ねをしておきたいと思っております。

一つは、19年度から賦課限度額が56万円に上がる。従来の53万円から3万円上がると、こういうふうに表示をされておりますが、これによりまして、19年度の世帯当たりの保険税額は幾らになるというふうに理解したらよろしいでしょうか。

保健課長（佐賀義之） 今、議員さんがおっしゃられましたように、この制度改革で10年ぶりに医療の賦課限度額が53万円から56万円にされようとしております。これについては税法改正という

ことがありますので、まだ今のところは確定していないと思うんですが、税法の方につきましては、それによって影響額といいますのは、最高限度額ということになってございますので、通常の収入、所得等の方については、その限度額までいかないわけなんですけど、今まで本来でしたら6.2%の所得割なんかによって、例えば算出税額が100万円になっても53万円にとまっとして、言えば、割安になっとなった部分の方で、高額な方でございます。与謝野町でいえば、約81名の方がそういったことで、18年度実績によりますと、81名の方がなりますので、単純に3万円をかけて240万円程度の保険税のアップということになります。

- 1 1 番（勢旗 毅） これはわかりました。これはわかりましたが、今度アップをすることによって、いわゆる中間層が若干軽くなるという考え方が新聞報道されておりますけど、そういうことになるんでしょうか。これが一つと、それから先ほど言いました世帯当たり、ことし幾らです、国保税の額は、このところをお願いします。

保健課長（佐賀義之） お答えしたいと思います。

総額が必要な医療費から収入、税で入ってくる補助金を引いた残りを税でいただいております。今言いましたように、所得の高い方については、単純に言いますと、240万円相当分ふえると、ご負担をいただくということになりましたら、それ以下の方については少し低くなるということでもあります。

それともう1点、世帯平均なんですけど、ことしの税率改正については、現在、申告が終わったところですので、そういったデータを求めて税率改正は6月にお世話になる予定にしておりますけれども、今回の予算で上げさせていただいております1世帯当たりの保険料については、11万4,600万円ということで、この医療分だけでございますけれども、11万4,600円程度ということでお世話になりたいというように思います。これ1人当たり直しますと、5万2,830円というような金額でございます。

- 1 1 番（勢旗 毅） 国保税の収納率を見ますと、全国的には、ここ7年ぶりぐらいにアップしているんじゃないかと、こういうように言われておりますが、厚生労働省は、今度の国保の収納対策として、この滞繰分のいわゆる保険者の取り組み状況を、これを調整交付金に連動させると、こういう発表になっておりますが、そのことで本町で特に19年度にこの部分を考えて取り組むというようにされていることがありましたらお願いします。

保健課長（佐賀義之） この19年度の滞納対策についてですが、先だって国の方から通達がありまして、モデル事業の取り組みができ得るかというようなことがありました。このモデル事業は何かといいますと、全国で10カ所ということがありまして、早速、この資料をいただきましたので、国保連合会の方に与謝野町としても取り組みができるだろうかということをお願いしております。このモデル事業の取り組みについては、収納状況が悪いところということになっておりまして、全国で10カ所程度にはなかなか京都府は入ってこないだろうというように思っております。したがって、結論からいいますと、国の方の国補助金にカウントされるような事業の取り組みはできませんけれども、町長等が申し上げておりますように、この収納については税務課の方でお世話になっるとということがありまして、税務課の方に人員配置もいただくということになっておりますので、税務課だけに任さずに、保健課も当然、収納等については一生懸命頑張りたいというように思います。

- 1 1 番（勢旗 毅） 収納に関してもう1点、いわゆる厚生省の発表を見ますと、17年度から住民税の方式と申しますか、いわゆる国保税の所得割の算出につきまして、旧ただし書き方式を使っていらっしゃる場所があると。このことは中間所得者の負担の軽減になるということで、収納率を1%アップしておると、こういうふうな報告がされておりますが、この辺はただし書き方式の関連でどう思うかというように思っています。

保健課長（佐賀義之） この国民健康保険税を課税する段階で、実際に課税する方式というのがたくさんありまして、京都市とか大きな市町村でしたら、税額等を基準にして保険料を決めるというようなことになっております。しかし、旧町を含めまして、与謝野町でも旧ただし書き方式ということで、収入等によって決めていくということになっておりますので、旧ただし書き方式と、それからほかの方式というのが、どう違うかということであると、やはり今までから旧町では旧ただし書き方式でやっておりますので、この税方式というのは、本当に所得税等なり住民税がまともに跳ね返ってくるということがございますので、私は、旧ただし書き方式の方がいいんじゃないかなというように思っております。

- 1 1 番（勢旗 毅） それで課長に採算、このことを私も申し上げとったんですが、いわゆるこの一部負担金の考え方ですね、今、生活保護を受けるということが非常に難しいという時代になっておりまして、生活保護の医療部分だけをちょっと手を添えてあげたら、この家庭は浮き上がるなというような家庭を現実に見るわけです。そういうことのためにこの一部負担金の、課長の方で毎年100万円か120万円組んでいただいとるわけなんですけど、この使い方が現実には非常に難しいということで、予算は立ててもらっても、その実行ができないということになっているんですが、この辺のいわゆる相談の体制とか、あるいはそれを実行していく内規とか、そういったものが現状どういうふうに課長の方では今やられておりましたか。

保健課長（佐賀義之） この一部負担金の有余等につきましては、国保で7割持ちますので、3割相当分が一部負担金なんですけど、その有余をして、もうちょっと援助したらというようなことがあるんですが、今まで議員さんから再々質問をいただいているんですけども、現在では高額制度の貸しつけ制度でありますとか、そういったことによりまして、何とか相談のもとお世話になったということがあります。

こういった中、本当に一部負担金が高額になるということでもありますので、ことし4月から事前に、入院をされるような場合については届け出をしていただきますと、その高額療養費の一部負担金を一たんと支払ってもらわなくても、本人さんが持ってもらう最高限度額をその病院で持ってもらうらしいというように、そういった証を出すことにしております。

現在募集しておりまして、18名の方が既に申し込みをしていただいて、4月から後から償還払いで高額療養費の申請をしなくてもいいということで事務も進めておりますので、そういったことで対応してまいりたいというように思いますし、またご心配な点があったら、当然、相談にのせていただくということについては変わりございませんので、そういった対応をしてまいりたいというように思います。

- 1 1 番（勢旗 毅） それと厚生省の申しますか、国保中央会なんかの資料を見ますと、いわゆる保健師の扱いですね、国保の身分にしておくことが何かメリットがあるような書き方をされているようなものがありますが、現在、本町の保健師さんが何名おられて、それぞれどの部門を担

当されておりますか、ちょっとわかりますか。

保健課長（佐賀義之） 現在では保健師が7名おります。7名でそれぞれ成人の担当とそれから母子の担当と二つに、簡単に言えば分けております。そのように母子と成人等の事業をするのが精いっぱい、なかなか国保の方までのお手伝いということにはなっておりません。

今恐らく、議員さんがご指摘されるというのは、例えば重複多受診とか、そういったことで、いろんな病院に行っておられる方の指導等については町がしなさいというようなことになっておりますけれども、医療通知の関係ぐらいでしかお知らせをしてないということで、保健師が十分使えているというような状況は、国保については十分使われているという状況ではございません。しかしながら、全体でいいますと、健康づくり事業にこの保健師すべてが携わっておりますので、ひいては国保については携わっていませんと言いますけれども、医療費の削減には十分機能しているというように思います。

1 1 番（勢旗 毅） それでは最後にもう1点、お尋ねをしておきたいと思えます。

いわゆるレセプト点検の関係ですね。499ページにレセプト点検の臨時職員の経費の負担金が出ております。これは国保連合会の部分かなというように思うんですけども、現状、このレセプト点検の効果というのはかなり上がっているのではないかという気がするんですが、その辺の実情を聞かせていただけませんか。

保健課長（佐賀義之） このレセプト点検については、国民健康保険とそれと老人医療と、どちらもやっていただいております。1人の方にお世話になっております。今まで金額的には、大体1町当たり500万円程度ということで、国保でしたら1,500万円程度の影響額、また老人医療については同じぐらいの金額が成果として上がっているというように思います。ただそれは金額ですので、最終的な50%補助金が医療費関係あたりしますので、一般財源に関わる分ですと、今の金額よりも落ちてきますけども、正価格としましては、今申しあげました金額ぐらいがレセプト点検していただいとる金額ということでご理解いただきたいというように思います。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

5 番（小林庸夫） 先ほども伊藤議員の質問の中でもございましたけれども、ちょっと国保の補助が少なくなっておるとかということもお聞きしたんですが、歳入の方の一般被保険者国民健康保険税が前年対比9%ほど少なくなっておるような数字でございますが、この要因というのはどういうところでございますか。

保健課長（佐賀義之） 国民健康保険税の関係については、総額で、一般と退職と合わせまして7.8%、一般についてはご指摘のとおり9%の減ということになっております。これは補正のときでも申しあげておりましたけれども、18年度の予算を立てるときについては17年の途中で立てたということで、基本的には16年度の収入等をベースにして立てております。そういったことを踏まえていきますと、18年度の当初予算というのは大変たくさんみてたということがございます。したがって、補正で申しあげておりましたように、補正からいいますと、当初予算比較については8%の方の減になっておりますが、現予算からいいますと大体同じぐらいから1、2%の増かなというように思っております。

5 番（小林庸夫） ちょっと保健の方はスタートが少しおくれるというようなことのようにございしますので、そういうこともわかりませんが、500ページの療養諸費の一般被保険者の療養

費が13%高くなっているということで、こういったこともそういうことでございましょうか。  
17年度、18年度の予算と比べて高くなっているということ、それとあるいはもう一つ502ページの一般被保険者の高額療養費がこれは13%ほどダウンしておりますが、いわゆる皆さん健康になってこられているのかというように理解したらいいのか、その辺のことを。

保健課長（佐賀義之） 議員さん質問のまず500ページの一番下側に療養諸費の関係がございまして、これが11億8,090万3,000円ということで、これは昨年度に比較しまして12.9%のアップということになっております。その内訳が502ページ、503ページにございます。これを見ると、給付費の中では退職の被保険者の方の療養費が減って、そして一般の療養費がふえてるという状況でございます。これについては18年度の実績等々から見込んでおります。

それと、その中ほどより少し下側に高額利用者の関係がございまして、合計が1億4,786万6,000円、502ページにございますけれども、これが2,262万6,000円の減ということで、13.3%の減ということになってございますけれども、これについても過去3年の実績を踏まえて計上させていただいたものでございます。しかし、この保健給付費、高額療養費については、もう常に数字が変わっておりますので、医療費の動向次第では、また補正をさせてもらうことも出てくるかもわかりませんので、そのあたりご理解いただきたいというように思います。

5 番（小林庸夫） もう一つ似たようなことでお尋ねしますが、508ページの間ドック検査料でございまして、これも大幅なダウンになってるようでございまして、これはやっぱり実績が少ない見通しのもとにこういう減額予算で上程されておりますか。

保健課長（佐賀義之） この間ドックについては、総額1,473万4,000円ということで、これも3月補正で減額をさせていただいたところでございます。18年度予算については減額させていただいたところでございますけれども、19年度については約100人の間ドックの費用をみております。現在の3月での数字でありますと69名の方に間ドックを受けとっていただいておりますので、そういった実績に基づいて100名程度ということで、実績に基づいた数字を上げさせていただいております。

5 番（小林庸夫） 先だっの新聞に国民健康保険の医療費の払い過ぎを患者に知らせる減額査定通知について、全国の43%近い自治体が通知を怠っていたという記事が載っていましたが、与謝野町についてはそういうことはあったのかなのか、その辺はどうなんでしょうか。

保健課長（佐賀義之） この減額につきましては、先ほどご質問があったように、レセプト点検等よって、1点でも減額すれば、本来しなければならないということなんですけれども、そういった費用対効果等々のことを考えますと、そういったことは現在のところできておりません。しかし、減額点数が、例えば個人負担金が1万円違うとかいった高額の方、また高額申請のときでの手続上で発見された場合については、本人さんに連絡をしております。

5 番（小林庸夫） そういった場合は、比較的、年間にすれば件数が少ないということでございまして、この新聞記事によりますと、自己負担で1万円以上、払い過ぎた患者に通知するよう、市区町村など保険運営者に求めていると、こういうようなことが書いてありますけれども。

保健課長（佐賀義之） 与謝野町、私どもも通達に基づいて、今おっしゃられましたように、1万円を超えるような金額の修正等があれば、当然、保険者が払って、受診をされた方が払っていただくお

金も安くて済むわけでございますので、そういった方については通知をしていくという方向で事務的には進めております。

5 番（小林庸夫） 件数的にはどのぐらい、余りないですか、年間。

保健課長（佐賀義之） 件数的にはまだ把握しておりませんが、今言いましたように、高額の関係で何百点というような場合については、本当に何十万円という金額が落ちる場合もございます。そのようなことで、1万円以上ということについてはきちっと把握はしておりませんが、件数的はそういった高額申請の方が1万円支払い金額で変わるということになっておりますので、少ない金額の方はそんだけ変わりませんので、件数的にはそんなに出ないというように思いますけれども、きちっとそのあたりは対応してまいりたいというように思います。

5 番（小林庸夫） 通知をいただかないことには患者さんは全くわかりませんので、ぜひ患者さんの払い過ぎられたお金の、そういったことがわかりましたら、ぜひ連絡してあげてほしいと思います。

以上で終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第43号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第43号 平成19年度与謝野町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第44号 平成19年度与謝野町老人保健特別会計予算についてを議題とします。

本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第44号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(糸井満雄) 起立全員であります。

よって、議案第44号 平成19年度与謝野町老人保健特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10 議案第45号 平成19年度与謝野町財産区特別会計予算についてを議題とします。

本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

- 9 番(井田義之) 私もわからない点が多々ありますので、ちょっと教えていただきたいと思いますが、財産区の会計、財産区はここに出ておる財産区以外にも財産区、与謝野町の中にはあるというふうに思いますけれども、ここに出ておるのを見ますと、いわゆる地上権と地役権の設定がある財産区だけが出ておるのかなという感じがするんですけども、以前、野田川町時代に財産区の会計が出たときにはそうでなしに、すべての財産区の会計が予算の中に出てきたと思うんですが、その辺のところはどういう格好でここに議場に出てくる財産区とそうでない財産区とがあるのか、お願いをいたします。

企画財政課長(吉田伸吾) 前回は申し上げましたけれども、財産区は特別地方公共団体という公共団体でございますので、議会の議決を予算等については得なければならないと。ところが財産区には議会がないので、所管する町議会の議決を得ることが原則でございます。

そういうことで、旧野田川時代には七つ財産区がございました。三河内から石川まで七つの財産区がございました。それらの一応議決を得るということで進めてきたわけでございますが、合併いたしまして、旧加悦町と旧野田川町には財産区がございました。その中で旧加悦町の方でいわゆる線下補償ですね、その分につきましては、町の会計を通して財産区に交付をされておると。その部分だけの議決をとられておられたということでございます。そこで将来は、先ほど申し上げましたように、すべての予算、そういったものの議決をとりたいというふうに思っておりますけれども、現在のところは加悦町と野田川町と同じ内容で議決をとりたいということで、線下補償分、その部分だけの議決でお許しをいただいております。

- 9 番(井田義之) と言われますと、本来ならばすべての財産区の会計がここに上がってくるのがふつうだと。といいますのは、財産区の管理費についても、これも議会の中で一応承認事項という格好で財産管理委員会のメンバーが上がってくるわけですね。ところが、今の状態の中では、この地上権、地役権、いわゆる線下補償と言われる部分、その部分だけ上がってきておることだというふうに今聞いたわけですけども、ほかの財産区では、そしたら関西電力との権利というのはないというふうに受けとったらいんですか。

企画財政課長(吉田伸吾) ほかの財産区ではないというふうに理解させていただいております。ただ、この財産区の予算・決算すべてをこれからとるということにいたしましても、非常に技術的に難しいところが生じてまいります。ともうしますのは、基本的にその他の予算につきましては、町のいわゆる会計を通していないということですね。財産区管理会で執行されておると。だから、それらの決算だとか、そういったものを報告させてもらう場合に、町の会計を通過していませんので、いわゆるコンピュータ関係で出てこないということですね。ですから、別冊で送らせていた

だくだとか、そういういろんな実務的な問題がございます。そういったものでございますけれども、やはり正しい方向に少しでも近づけていくのが筋だと思いますので、今後、努力させていただきたいというふうに思っております。

- 9 番（井田義之） 19年度の予算は、与謝野町の予算元年だということで、私は一定の整理の中で、財産区についても上げてきていただけるのかなと、すべての今言われたような整理ができておるのかなということでお尋ねをしておったわけですが、そこでもう一つ教えていただきたいというのか、この間、分収造林につきましては、分収造林の議決とともに地上権の設定を行いました。今回についても、ここで地上権と地役権というのが出てきております。これは恐らくどういう格好で議決が何かされたのかわかりませんが、地役権と地上権とが相まって、この線下補償が出ておるのかなというふうに思うんですけども、地上権と地役権の違いをできれば教えていただきたいというふうに思います。

農林課長（山崎信之） お答えしたいというふうに思います。

地役権と地上権の違いということで、両方とも賃借権というか、借りる権利ということになります。地役権については、特定の目的を達成するために他人の土地を利用する権利、いわゆる関電のことでいいますと、線下が地役権に当たる。それから、地上権につきましては、借地権の種類の一つということで、借地人の力を所有権により強くなるということで、関電の関係でいいますと、鉄塔敷地がこれに当たるということの地上権と地役権との意味の分かれ方だというふうに思っております。

- 9 番（井田義之） わかりました。地上権は一応鉄塔、地役権については線下という格好で理解をするのがいいというふうだと思います。わかりました。

そこでもう1点お尋ねするんですが、以前にいわゆる財産区の土地を公共用地として公共事業というのか、使うときに、それぞれの町により、また地区により取り引きの方法というのか契約の方法というのか、例えば用地を買い上げるときに値段の設定というのがまちまちになっておるということで、1日も早いことと与謝野町としての統一見解を出していただきたいということを要望してまいりました。この件について一応の一定の整理ができたのかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

企画財政課長（吉田伸吾） まことに申しわけございませんが、まだできておりません。旧加悦町と旧野田川町財産区があるわけでございます。旧岩滝町には財産区はないんですけども、一応、地域の所有地を町有地にしておられるというようなことがございます。その中で、旧野田川の場合は、公共事業で使う場合は2分の1の価格で譲渡していただけるということでございますが、旧2町においてはその値段だというふうに聞いております。

財産区の管理会長と申しますと大体区長さんが多いわけでございます。そういう区長会の中でこういう協議はする必要があるかというふうに思いますが、合併元年の18年度でございますが、そもそも区長会をまず統一するところからの話がなかなか難しいということでございますので、もう少しその話はできておりません。おりませんが、機運が整った時点では協議をしていく必要があるだろうというふうに思っております。

- 9 番（井田義之） 今、企画財政課長が言われましたように、野田川、それから加悦地域においては、いわゆるそういう財産区設定、ところが岩滝町の場合には、旧岩滝町についてはそうでなしに、

町の財産、町の登記になっておって、区の管理というような格好になっとるんかなというふうに思うんですけども、それが正しいのかどうか。

それから、そういう財産区の責任者というのがトップの方と財産管理をしていただいているところと話をされるときに、岩滝のそういう財産区ではないやり方のところ、その土地も同じような対応をされる予定ですか。その辺のところはまだ話し合いができてないということなんですけど、どの辺の対応をされる心づもりか、お聞かせを願いたいと思います。

総務課長（大下 修） 以前にも申し上げましたように、旧岩滝町の場合は、自治会の名義で登記ができないので、町名義で登記をされておるということでございまして、これまでその自治会の用地を買収する場合に、2分の1とか3分の1とか、そういう話は全く出ていませんでして、時価といいますが、全額といいますが、評価額で購入するということでもございました、これまでから。旧3町、これも歴史が違いますので、なかなかその部分については統一するのが難しいんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、話はしていくべきであろうというふうに考えております。

9 番（井田義之） できればこの際、新しい町になって統一がしていただけたらありがたいなというふうに思いますし、またあとは借地の分についても、そういう話ができたらしていただきたいなというふうに思っております。

と申しますのは、借地にするか買い上げにするかは別にいたしまして、この間、私、一般質問の中で残土処分場の建設をお願いをいたしました。ぜひともこれは1日も早いこと、いろいろな地籍的な等高線のいろいろな地籍の条件があるわけですけども、早いことつくっていただきたいなと。これは財産区の土地にええ場所があるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そういう意味で、一つは財産区と町が公共に使うという場合の整理が早くしていただきたいなというふうに思うわけですが、その辺のところを最後をお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第45号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第45号 平成19年度与謝野町財産区特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

ここで休憩をとりたいと思います。

45分まで休憩をいたします。

(休憩 午後 2時30分)

(再開 午後 3時45分)

- 議 長(糸井満雄) それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
次に、日程第11 議案第46号 平成19年度与謝野町水道事業会計予算についてを議題と  
します。  
本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議 長(糸井満雄) 質疑なしと認め、質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、討論を終結します。  
これより、議案第46号を採決します。  
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

- 議 長(糸井満雄) 起立全員であります。  
よって、議案第46号 平成19年度与謝野町水道事業会計予算については、原案のとおり可  
決されました。  
次に、日程第12 議案第47号 与謝野町出産祝金支給条例の廃止についてを議題とします。  
提案説明を求めます。

- 町 長(太田貴美) 議案第47号、与謝野町出産祝金支給条例の廃止について、提案理由のご説明を  
申し上げます。  
この条例は、旧加悦町の多子出産祝金を改め、新生児に祝金1万円を支給することとしたもの  
でございますが、少子化対策と子育て支援の観点から児童手当制度が拡充され、本年4月からは  
3歳未満の児童について、出生順位にかかわらず一律に月1万円を支給することとなります。ま  
た、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、昨年11月診療分から児童生徒医療費を現物  
給付に改正いたしました。厳しい財政状況でございますので、ばらまきと批判されがちな現金給  
付よりも母子保健や保育サービスの充実などの子育て支援策に取り組んでまいりたいと考え、廃  
止するものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議 長(糸井満雄) これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

- 議 員(今田博文) それでは、追加議案につきまして質問をさせていただきたいというふうに思っ  
ています。  
この制度につきましては、町長も十分ご承知のとおり、昨年、合併協議会でいろいろと議論が  
あった制度でございます。合併協で提案された内容は廃止にしたいというふうな提案であったわ  
けですが、それから合併協の委員さんのいろいろな意見が出まして、最終、残そうということで

決断もされ、そうして残った制度であります。思い返してみますと、大変、庁舎問題では非常議論が活発に行われ、大紛糾をしたわけでありまして、それに次ぐ多くの皆さんの意見が出たと、そういった議案でなかったかなというふうに思っております、ちょっと調べましたら、このことについて10人の方が発言をされております。そして、2回発言をされた方もありまして、延べにしまして15人、すなわち15回それぞれの発言がありました。そして、その内容につきましては、この制度をもうここで終わりにしてくれと。新しい町に引き継いだらだめだというふうな意見は1件もなかったんです。そして、旧加悦町の制度を引き継いでいこうということで合併協で決まり、1年間こうして新町に引き継いでいただいたというふうに思っております。そういったことを考えますと、合併協の議論というのは何だったんだろうなというふうに振り返っておりますけれども、その件についてはどのようにお考えですか。

町長（太田貴美） おっしゃるとおり、合併協議会の中ではそういう方向に決まりました。それは旧加悦町の多子産、出産のお祝金というような形がその当時あって、それを論議した中でそういう方向でということになりました。確かにそのときはそういうことでございましたけれども、やはりそれにかわる子育てだとか、妊婦検診のそうした生まれるまでのお腹にいる赤ちゃんを宿ったときからのそうしたものの検診をするだとか、それから先ほど申し上げましたような現物給付にしていくとかというような形で、施策の中にそういう子育てを支援していくような形に変える方が、よりいいんじゃないかという考え方と、それから町政懇談会の中でもそんなに多くある場所で、やはりそういうものよりも施策としてもっと前向きにしてほしいというような声も出ておりましたし、いろいろと若いお母さん方のお話しの中でしてもらったら、確かにお祝金をもらってラッキーということで、そのときは終わってしまうし、それが果たして本当に子どもたちのために使われているかといえば、全然わからない。お祝金ですから何に使ってもいいわけですが、ただそういうことよりも、もっと子育て支援だとか、子どもたちが安心して生活できる、あるいは安心して出産ができる、そういったことに使ってもらう方が、より我々としてはうれしいというような声も聞かせていただきました。そうしたことを考えた上で、非常に厳しい財政の中でそうした施策をやっていくことの中でこの考え方を生かしていきたいというふうに思っております。

17番（今田博文） 合併協の中で私が申し上げましたことは、やはり子どもを産み、育てる、そういった環境を整えることが大事だということも申し上げました。そして、もう一つは、そうして子どもを出産されたときに、たとえ1万円でもお祝いをすることによって、町から応援をしていただく、お祝いをしていただけたんだなという思いが伝わる制度だというふうに申し上げました。そして子どもが生まれたときのスタートに当たって、やっぱりこれからみんながお祝いしてくれた子どもを産んで、元気に力づく、そして大事に育てていかなだめだなという気持ちも一方では生まれてくる、そういった思いでこの制度は残してくださいというふうなことを私は申し上げました。

町長は、この制度には最初から反対を表明されております。もうこの制度は廃止をしてくださいという提案だったんですが、先ほど申し上げましたように、いろんな方の意見で復活したんです。それを1年で切るというのは、私は政策としてはおかしいというふうに思っております。確かに、いろんなそのほかの制度を充実されたとか、それはいろんな理由づけはあるでしょう。し

かし制度として残ったんです。その制度をやはり引き継いでいただく、こんな責務もあるんじゃないかなというふうに思っております。

きょう朝の毎日新聞でありますけれども、これは民間ですけれども、ソフトバンクという大きな会社があるんですが、そこが第3子が生まれたときは100万円出すと。それから、5人目なら500万円だすと。第1子、2子もあるんです。第1子で5万円、第2子が10万円、こんな制度を民間の一流企業ですけれども、打ち出しました。やはり今の少子化やそういった社会の状況を考えるときに、子どもを産んで、将来の社会を支えてほしいという思いと、もう一つは、企業ですから、優秀な人材は我が社に残って、思う存分仕事をしていただきたいと、こういった一方の思いもあるんだろうというふうに思いますけれども、こういった多額のお金を出してでもそういった子育てを支えたい、応援したいという会社も、私はこれをきっかけに、ほかの会社も恐らく何らかの手を打ってくるんだろうというふうに思っています。ですから、1万円ですが、されど1万円だというふうに思っています。気持ちなんです。そこをどのようにお考えか。

そして、まだ18年度終わっておりませんが、この1年間で何人の方にお祝いをされましたか。

町長（太田貴美） ただいま企業のそうした取り組み、ご紹介になりました。それも大変いいことだと思いますし、それではなしに企業内で保育所を設けて、企業で働く人が安心して働けるようなそういう環境を整えていくというふうないろいろなやり方があるかと思うんです。町も同じで、その気持ちをあらわすのにもいろいろなやり方があると思っております。例えば、加悦町さんはやっておられませんでしたけれども、ブックスタートというのが岩滝も野田川もやっておりました。それは初めて生まれた赤ちゃんにお祝いの気持ちを込めて、やはり親と子のコミュニケーションが大事だということで、本を配り、そしてそれはただ単にお祝金のように、お祝金を持って行って終わりじゃなしに、その本を持って行って、親と子が会話を、コミュニケーション図れるように読み聞かせをさせて、子どもたちにそういう本に対する愛着を持ってもらうというようなことも、新町になって全町で取り組んでおります。

ですから、気持ちをあらわす方法はほかにもありますし、先ほど申し上げましたように、子育てを支援していくという方法もいろいろあると思うんですけれども、単に1万円を配って終わりという、そういうやり方もあるでしょうけれども、私はそうではなしに、施策の中にそうした気持ちを込めた施策を、生きた施策をやることによって子どもたちを見守ってやりたいし、お祝いをしてあげたいなというふうに思っております。ですから、あのときはお祝金というのは通りましたけれども、その後、与謝野町としていろいろな違った施策を取り組んでまいっておりますので、その辺のところを理解していただきたいというふうに私は思っております。そういう思いで、これは単に切るというだけではなしに、それにかわる、町として気持ちをあらわす、そうした施策を取り組む中でご理解が賜りたいというふうに考えております。

それから、ことし何をやったかというのは、福祉課長の方からお答えさせていただきます。

福祉課長（岡田康利） 件数でございますけれども、まず17年度、18年3月分のみでございますが、14件、それから18年度、現在、福祉課の方に届いています件数を入れまして170件という件数でございます。したがって、17年度が14件、18年度が170件という数字でございます。

1 7 番（今田博文） 合併してから184件、4人の方にお祝いを出されたということになるわけですが、町長おっしゃっておりますように、妊婦検診にこの財源を充てたいというふうな思いを持っておられますけれども、その妊婦検診というのは、現在、どれだけ補助金といいますか、行政が支援をしておるかということと、それから新しい妊婦の検診を何回ふやされるかわかりませんが、それをふやされたらどれぐらいの財源が要るかということをお聞かせください。

保健課長（佐賀義之） ただいまご質問の妊婦検診の費用でございます。これについては、現在2回、妊娠届を出されたときに、母子手帳と合わせてお配りをしておりまして、大体2回分として1万5,000円ぐらいの費用がかかります。それで町長の方も、今後そういった新しい、国の方の通達では、年5回程度が適正ですよというような妊婦検診無料で通達が来ておりますが、これについては、今、府の医師会等とも調整して、本当に与謝野町として財源手当が幾らできるのかというのは検討してまいりますけれども、1回あたりが、言いますと、これの半額程度で7,500円ぐらいかかるということで、これを3回にするなら3回分、5回にするなら5回分ということで計算をしていただいたらありがたいなというように思います。それと、費用的には、大体1年間に出産されるのが200名から220名でございますので、1万5,000円掛ける220名ということになります。

1 7 番（今田博文） 現在、2回まで手当をしているということですが、あと国の指導で5回ほどということがあるわけですが、これを見ますと、あと1回仮にふやしていただくとして、7,000円か8,000円はそこに財源が要ることになるわけですね。そうすると、今、生まれたときに1万円をお支払いしているのを、妊婦さん、子どもがお腹の中におるときにそのお金を使っていたかと。その子に使うのには、恐らく変わりはないわけで、どこで使うかということだろうというふうに思うんですが、そこは必ずふやしていただくということになるのかどうか、そこだけ確認します。

町 長（太田貴美） 私としたら1回でも2回でもふやしたいというふうに思っております。3回が少ない、あるいは生まれた後の小児科医も少ない、そうした中で、やっぱり妊婦の方が検診を受けるということは非常に大事なことだと思います。やはり元気な赤ちゃんを産んでいただくためには、やはりそういった手だてをしていくことが必要じゃないかなと思いますので、できる限り、5回ということまではなかなかいかないですけども、必ず3回にはしたいというふうに思っております。

1 7 番（今田博文） 必ずもう1回はふやしたいという町長の今の答弁を聞いたわけですが、そうしますと、その子どもに使うのは間違いないと。卵がさきかニワトリがさきかみたいな話に、極論をいいますと、そういうことになってくるんだろうというふうに思います。

それと、この条例が4月1日から施行するということですね。そうしますと、4月1日にお生まれになった方については、出産祝金はいただけないと。そこにタイムラグといいますか、空白ができるわけですね。その手当はお考えではないですか。何カ月間そういうことになるのか、ちょっと今、頭で回りますが、何カ月かはそういう方ができるわけですね、何人かは。生まれるわけですから、4月以降に生まれた方については、出産祝金がもらえないということでしょう。そして、妊婦検診は2回しか受けておられない方でも、もらえないということになるでしょう。その不公平というのはどのようにお考えでしょうか。

町 長（太田貴美） そこまで不公平というふうには考えてなかったわけです。2回を受けていただいているのも、今までなかったんを2回にしてやってきたわけですから、今まで1年目の方は、合併記念じゃないですけども、そういう1年間はお祝金がお渡しすることができたと。さっき申し上げましたように、はっきり申し上げて、ラッキーという、よかったみたいな、そういう感覚でしかどうもないような雰囲気も、若いお母さん方からもお聞きしましたし、そんなことよりも、もう少し大きくなった子どもたちが、例えば幼稚園でも学童保育と同じような放課後のそうしたあれもみてもらうような施設をつくってもらおうとか、もっと違ったお金の使い方をしてほしいというような要望も向こうから持ってこられましたので、そういうことも含めて考えますと、損か得かというようなことではなしに、そういう気持ちで新しい町の新しい子どもの誕生を、町挙げてお祝いしたいという、その形でいろんな形が先ほどあるというふうに申し上げましたけれども、そういう気持ちで取り組みたいというふうに考えております。

1 7 番（今田博文） 気持ちはよくわかりました。しかし、損か得かという話ではなしに、そこに空白感ができるわけですね。先ほど申し上げたように、もらえない方ができる訳ですが、その手当を何とかありませんかね。そこを何とかしていただくようだったら、私も考えさせていただきたいというふうに思っております。できませんか。

町 長（太田貴美） そういう考え方はございません。今回こういう形で廃止をしたいということを提案させていただいておりますので、そのようにお受け取りいただいたらと。ただ、根拠としては別の方法でお祝いの気持ちをあらわしたいということでございます。

1 7 番（今田博文） 合併協の話をしたんですが、たくさん10人の方が発言されております。その中にもここにおられる方も発言をしておられます。廣野議員さん、やはり少子化の時代が来ておりますので、これについては私も制度として残していただきたいと思っております、こういう発言を合併協でされております。このまま引き下がっていただくわけにはいかないというふうに思います。

以上、終わり。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、本条例について、廃止する条例ですが、伺いたいと思っております。

今、今田議員から合併協との絡みで質問があったということと、もう1点は空白問題ですね。確かにこれ一理あるなと思って私、聞いてたんですが、私はそれよりも、そのことは町長の最後の答弁を聞いていまして、空白問題ですよ、別な形で考えていきたいと。これは積極的だと期待しているんですけど、僕は、それは考えていただきましょう。

私はまず冒頭に申し上げたいんですが、既に今田議員からも非常に大きなテーマを投げかけられたと。それほど課題が大きい条例だというふうに思っています。追加提案という形で出されたんですが、これもふさわしくないなと正直思っています。出るんであれば冒頭にやっぱり出させていただきたいと。これが理事者としての誠意というか、フォーマルな形ではないかと。追加提案は間違っているとは言いませんが、それはこれからまた述べますが、大事な点だと思う点で、ご承知だと思うんですが、この制度ができたのは、私が知る限り、加悦町がかつてですから、もう30年、もう少し前になりますか、ぐらい前になるんですが、かつて加悦町は福祉の加悦町と

呼ばれた時期があります。これはもうかなりの年配者ぞろいですから、皆さんご存じだと思うんです。そのときに生まれた制度なんです。ですから、今、太田町長がおっしゃっているように、形を変えた形で対応したいという気持ちはわからなくてもありません。ただ、そういう思いも、旧町のか悦の議員としては、そういう経過もあって、今田さんもそういう気持ちはたくさんあったんだと思うんです。私も同じ気持ちです。

そこでお伺いしたい点は、今、町長がおっしゃった提案説明の中で、財政事情もあり、ほかの子育て支援対策も考えるみたいなことをおっしゃいました。提案の段階で今、話を聞いていますと、妊婦にもう1回はしたいという具体的な策は示されました。具体的には町長の思いはどういうほかの支援策を考えているかということをお明らかにしてください。

町長（太田貴美） ほかの支援策ということについては、先ほど申し上げましたように、具体的には考えてないといえますのは、合併協議でこういう形が決まったときに、やはりそうではない形のものを、施策を打ち出すべきだなというふうに考えておりましたので、先ほど言われましたように、確かにこれは追加で出ささせていただいたんが非常に、そうではない形の方がよかったかなと思いますけれども、ブックスタートを始めたのも、こういったものにかわるものとして、何か子どもたちに対してできないかなという思いの中でブックスタートも途中で始めました、旧町の時代に。現物給付につきましても、これも新しい町になってからですけれども、別の形としての一つとして、これも考えたわけです。

先ほどおっしゃいましたように、1年もたたないうちにこの制度をなくすかという、そういうことありまして、私自身もいろいろと正直迷ったということもあって、最終的なこの3月、新年度が始まるまでに一定のけじめといえますが、つけた方がスムーズにいくのではないかということで、追加でお世話になったわけでございます。

そういった意味で、新しい施策はということについては、妊婦検診を導入していったというような中で、もう一回、回数をふやしていくようなことも今後考えたという、そういう思いもあつた中でご提案を申し上げたということでございます。

7 番（伊藤幸男） 町長が今答弁されたんで、質問の繰り返しになりますが、やはり提案する段で、私は今言っている町長の思いがあるんだとしたら、新しい支援策を考えていきたいというんだつたら、今おっしゃったのは、ブックスタート事業はもう早速やっているということですが、改めてそれは、例えば妊婦の問題についてはこうすると。ほかの支援策についてはこうするというのを、やっぱり代案をきちっと持たないと私は説得力が正直言って弱いと、曖昧過ぎると、今の答弁や提案説明を聞いていると、いうことがしましたので、改めて、そういう思いが深くあるということがわかりましたので、かなり今田議員に対する答弁の中で、明確なこのこと、このこと、こういうことをするという事は示されませんでした。そういう思いがわかりましたけれども、そこをぜひ今後はこういうことを明らかに、後退ですから、この条例が廃止されるということは、だからそうなら、理事者としてはこうあるべきだというふうに代案を示してもらわないと、余分な軋轢になると思うんです。だから、やっぱり今後は十分そこは配慮していただきたいということと、冒頭に言いましたが、今、狭間の問題ですね。4月1日から実施からと今田議員からおっしゃった点ですね。これは十分な配慮をお願いしたいということをお申し上げて質問を終わります。

町長（太田貴美） 後退のような感じにとっただいていないかというふうに思いますけ

ども、先ほども申し上げましたように、児童手当制度が今回充実されまして、4月からは3歳未満の児童については、出生順位にかかわらず一律月1万円という、そうした制度になりましたので、それらも含めて考えると、一定の新しい違った形のもを導入すべきではないかという思いで今回提案させていただいたんです。提案の仕方がまずかったという点についてはおわびを申し上げたいというように思います。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、討論を終結します。  
これより、議案第47号を採決します。  
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。  
（起立多数）

議 長（糸井満雄） 起立多数であります。  
よって、議案第47号 与謝野町出産祝金支給条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13 請願第1号 子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、教育諸条件の整備・充実を求める請願書を議題とします。

本案については、文教厚生常任委員会に付託しておりましたが、委員長から請願審査報告書が議長に提出されております。

本案について、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長（上山光正） それでは、文教厚生常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

付託案件 請願第1号 子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算の増額、教育諸条件の整備・充実を求める請願書。

審査の経過ですが、平成19年3月6日、上記案件を本委員会に付託をされた。

二つ目に、平成19年3月9日午前9時30分より委員会を開催し、紹介議員である野村正八議員の出席を求めて説明を受け、質疑を行った。

三つ目に、平成19年3月23日午前10時より委員会を開催し、教育委員会 鈴木次長の出席を求めて、就学援助制度についての説明を受けた。

四つ目に、平成19年3月27日午後4時20分より委員会を開催し、付託された案件について審議を行い、質疑終了後、採決を行った。

主な質疑内容ですが、請願事項については、町としておおむね対処されている。それから、教育関係予算について、交付税の基準財政需用額はおおむね確保されている。請願事項の中の就学援助制度を充実させてください、また教育上、困難な児童生徒に対するサポート体制についてさらに充実させてくださいにつきましては、部分採択の少数意見があったことを申し添えます。

採決の結果、付託請願第1号は、賛成者少数により不採択とすべきものと決定いたしました。

以上でございます。

議長（糸井満雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7 番（伊藤幸男） それでは、質問をさせていただきたいと思っています。

この報告を今お聞きしたわけですが、おおむね対処されているという、まず1点目ですね、いう点で、おおむねというのは非常に曖昧な表現だというように思っているんですね。請願者の思いからすると、一層の努力をお願いしたいという、今の確保されているという認識とはほど遠いもんだと思うんです。この点で委員会ではどういう論議の合意になったか、お聞かせください。

文教厚生常任委員長（上山光正） 委員会におきましては、基準財政需用額等の計算はきわめて複雑、そして委員会で検討するに当たっては、まことに申しわけないですけども、基準財政需用額の資料を請願紹介議員さんに配付をさせていただいて、そして審議は終了させていただいております。配付はけささせていただきました。それできわめてというのは、今申し上げましたとおり、非常にこの需用額についての計算、そして交付税の算入によりますところの教育費、これを的確に取り出して、そしてこういった教育予算の確保につきましてをきっちりと出すことができないという観点から、文言として「おおむね」という言葉を使わせていただきました。

以上です。

7 番（伊藤幸男） まず一つは、今答弁中でありましたが、基準財政需用額そのものが曖昧だと、はっきりしないと。はっきりしないけども、この結論でいえば、おおむね確保されていると言っているんですね。ここの乖離はどういう理解をしたらいいんですか。

文教厚生常任委員長（上山光正） ただいま申し上げましたとおり、私自体も、それから審議しました委員さん方にも、なかなかこの需用額の内容については理解ができなかったということで、特に教育予算について、そんならどれだけをどういうふうに請願者の希望のとおり教育予算の増額確保という、どこまでをとということがなかなか持ち出せなかったということで、おおむねという言葉でさせていただきました。

7 番（伊藤幸男） 今の答弁でもはっきりしないですね。どこまでかわからないけど、おおむね確保されていると。だからここの乖離があるということを言っておるんです。これ以上は進展しないでしょう、今、委員長の話を聞いているとね。ここまでだというラインがあるのに、はっきりしているんだけど、わからないけども確保されていると、これは結論としては、これはどうも根拠に乏しいということと言わざるを得ない。

これはもう1点は、請願事項の1点目の父母負担の軽減問題については、どう論議されたのかお伺いしたいと思います。

文教厚生常任委員長（上山光正） ただいまの「おおむね」の件ですが、委員会としましては、紹介議員さんにこの件を委員からお尋ねを申し上げております。その紹介議員さんも、つまりこの基準財政需用額というものの数値というものをきっちりと確保ができないと。当然、我々も審査をさせていただくときに、これはちょっと難しいんじゃないかなということで、現在まで与謝野町としても、教育予算についてはできる限り頑張っていたという観点からさせていただきました。

同じく、この教育費の父母負担の軽減ということですが、いろんな意見が出されておりました

けれども、やはり同じようなことで、この軽減はしてあげたいけれども、ない袖は振れないという形で、できないということでございます。

- 7 番（伊藤幸男） できない。できないなんていうのは、委員会で決めるような性格じゃないと思うんですね、僕は。私ね、父母負担問題は時間がなくて制約があって、一般質問の予算審議の中で指摘したかったんですが、父母負担がこの間、今、格差社会と貧困という問題を取り上げましたが、この中でお母さん方の負担は非常に大変になってきているのは客観的事実なんですよ。言いましたでしょう、先ほど国保のときも言いました。収入が、働きたくても働く場所がない。これは皆さん、よく知っているとおりでですよ。ですから、こういう中で父母負担が客観的に負担増になっているという事実ですよ、これへの接近がぜひしてほしかったと思っています。

次の問題に移りますが、まず、先ほど冒頭に基準財政需用額が紹介議員も含めてのファジーだという話がありましたが、ファジーの大もとをつくっているのは国なんですよ、委員長。そうですよね。国がきちっとこれだけですと、教育関係の交付税措置分はこれだけですってきちっとしてくれたらいいんですよ。国が曖昧なんです。曖昧なのは、もう皆さんベテラン議員ですからご存じだと思うんですが、どんぶり勘定で何でもかんでも交付税措置しますというやり方ですよ。これが大もとにあるということですよ。そういう認識で間違いはないんじゃないですか、委員長、そうでしょう。

文教厚生常任委員長（上山光正） 私どもは、一応、この請願者の、先ほど申しあげました教育予算の増額及び教育費の父母負担の軽減、それから就学援助、教育上、困難な児童生徒に対するサポート、それから公社の耐震調査及び耐震強化ですね、これについての請願の申し入れについてを論議したんであって、国のとか、そういうところまでは行ってません。申しわけないです。

- 7 番（伊藤幸男） もうちょっとそういうふうにおっしゃるんですが、今、基準財政需用額がわからないと。わからないけど、できたんだということをおっしゃっているんですね、簡単に言うたら。今の委員会の中での審議はそうだったちゅうことを言ってるわけでしょう。そうだったら、おおむね確保されているんですから、だから、確保されているかされてないかは、基準があって、上回っているか上回ってないかで判断するんだと思うんですよ。一般的じゃなくて。一生懸命やってるからちゅうような、そんな抽象的じゃなかったと思うんですね。今その根拠になる基準財政需用額とは何かと言ったときには、今、言っている紹介議員でもなければ、それは個々人の責任でもないですよ。基準財政需用額を提示してくるのは国なんですから。だから国の問題を私が言ってるわけじゃないですよ。この町の町財政の運営で、今、原因の一つに言われているから、それを例でこの間、明らかになっているように、何でもかんでも基準財政需用額ととってきた国のやり方はおかしいですよということを言っているんです。それぐらいにしましょう。最後にお伺いしたい点は、今、おおむねというあたりの部分ですね、点の1、2の部分ですね。しかし、3番目は非常に大きな問題なんです、3番目の点は、請願事項で言う第3と第4の部分だと思うんですね。ここが基本的に採択すべきではないかという意見があったという話なんです、今の状況からすれば、趣旨採択とかいう方法はあったんじゃないかというふうに思うんですが、いかがですか。

文教厚生常任委員長（上山光正） しつこいようですけれども、この財政需用額につきましては、紹介議員さんの方から、こういうものも調査してほしいと、判断基準ができないのでということ、こ

それは委員会で出たのではなくて、紹介議員さんがこの基準財政需用額の内容についてお尋ねになったと。それがこの委員会で審議の的になったということで、それ以上は委員会としてはお話しすることができません。申しわけないです。

それから、趣旨採択という方法もありましたし、それからもちろん採択というお話しもありましたし、不採択というお話しもありました。いろんな面でご相談をさせていただきます中で、また審議する中で、趣旨を採択とするということは、この趣旨に賛同するわけですね、考え方に。だからこれを趣旨採択して議長に報告するということは、以後、何らかのアクションを起こさなならんと。ただ趣旨採択したから、議長に提出したのもいいんだと、そういう無責任なことはできないという観点から、黒か白かはっきりせんならんわけです。その意味で、2番目と3番目については採択をお願いしたいと。

それから、体制は不採択ということに結論を出させていただきました。

したがって、こういった種類の請願につきましては、やはり提出先だとか、内容的なものをきっちりと明確にさせていただいて、ぜひとも委員会の方へ、また請願であれば請願を出していただきたいし、こういう内容であれば、請願ではなくて要望書でよかったんじゃないかなという意見もございました。

以上です。

- 7 番（伊藤幸男） 今、最後の部分でいえば、請願人がどういう行動をとろうか、そのことは請願者が、いろいろな今言っとる、議会の勝手に請願者が意見を出すわけじゃないですから、困ったことを出すというのは要望書でも請願でも全部一緒ですよ、扱いは。ですから、そういう立場に立っておおらかに対応してほしいというように思っています。

それから、さっき僕は3、4の点と言いましたが、2、3の点ですね。ここは訂正しておきたいと思っています。

ともかくこの4項目のうち、今、重要な2点、3点についての評価は賛同されているようですから、そこは趣旨採択でよかったんじゃないかということも僕は聞いたわけで、それはいろいろあるでしょう。ただ、意見を出さなければならないという、今、採択した場合には、意見を表明しなきゃならないという話がありましたが、それは今言ったように、できるところ以外のところは要望したらいいということでもいいんじゃないですか、そこを認めておられるんなら、私はそういうように思いますので、対応としてのことはその委員会で十分審議してもらうんですが、ただ、今、問題点ということで感じた問題点は、非常に幾つか大きなものがあるなという感じをしています。

以上で質問を終わります。

- 議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

野村議員。

- 1 番（野村正八） 委員長に質問します。

3月9日に紹介議員である私をお呼びいただきまして、この請願の内容について詳しくお聞きをいただいた、そういう場所をつくっていただきました。また、3回にわたって十分な審議をしていただいたということに対しては非常に感謝を申し上げます。

そういう中で、今、答弁でありましたように、交付税の総括表を、旧町の分をまとめていただ

きまして、またこれについては後ほど検討させていただきたいというように思います。

総額でざっと計算しても、小学校だけで2億円というふうな内容とか、いただいた内容で非常によくわかる内容だというように思っています。ただ、2点質問をさせていただきます。

同じように、調査資料として就学援助についても詳しい資料、その場で私がぜひ精査していただきたいという要望を出させていただいたものに対して十分な資料をつくっていただきまして、これもお礼申し上げます。その中で明確に宮津市と与謝野町との就学援助率ですね、認定比率が違うことがこれで明らかになったと思うんですね。とりわけ橋立中学、中学校組合で宮津市と与謝野町で運営されているこの学校では、宮津市では中学校が15.49%、それから与謝野町では橋立中学校の、与謝野町の生徒は8.42%、同じ橋立中学校に通っている生徒の中で、言わば半分ぐらいの差があるわけですね。これだけの宮津市と与謝野町との父母の格差があるとはとても私は思えないと思うんですが、調査していただいた、こういう点を見ても、先日の教育長の答弁で、行政としては裁量のあるやり方で努力しているということですが、客観的に見て、もう少し充実する必要があるんじゃないかということについては、私はこういう面から、調査していただいた内容から見ても、こういう要望が出されてくることには根拠があるんじゃないかと思えるんですが、こういう点について、今回の結論とともに、今後についてどういうふうな論議がされたのか、お聞きをいたしたいと思います。

文教厚生常任委員長（上山光正） ただいま野村議員さんの方からのご質問についての内容についての説明をということなんですが、これも言いわけになるんですけども、この厳しい審議期間の中にあって、なかなか審議を深く深くはできなかつた。その資料を作成していただくということでもいっぱいいっぱい、紹介議員さんの野村議員さんにもお渡しするのがきょうの朝まになったというような状態でありまして、私どもの委員会としては、そういうきっちり審査ができてない中で、先ほど伊藤議員さんがおっしゃったように、見なし採択とか、いろいろと方法があったんですが、そういうことはできないという皆さんの観点から、今回は不採択という形をとらせていただきました。

紹介議員さんには、まことに懇切丁寧にご説明もいただいて申しわけないんですけど、言いわけになりますけれども、時間的に全然ゆとりがなかったということでお許しがいただきたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

上山委員長、自席にお帰りください。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、請願第1号を採決します。

本請願に対する委員長報告は不採択とすべきものとされております。したがって、本請願は、原案について採決します。

原案を採択することに賛成議員の起立を求めます。

もう一度申し上げます。

不採択の場合は、原案に対する賛否を問いますので、原案を採択することに賛成議員の起立を求めます。

あくまでも原案でございます。

(起立少数)

議長(糸井満雄) 起立少数であります。

よって、請願第1号 子どもたちにゆきとどいた教育をするための教育予算増額、教育諸条件の整備・充実を求める請願者は、不採択とすることに決定しました。

ここでちょっと休憩を入れます。

5分まで暫時休憩します。

(休憩 午後 3時42分)

(再開 午後 3時55分)

議長(糸井満雄) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第14 請願第2号 日本農業に甚大な打撃を与える日豪EPA交渉の中止を求める請願を議題とします。

本案については産業建設常任委員会に付託しておりましたが、委員長から請願審査報告書が議長に提出されております。

本案について、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長(廣野安樹) それでは、請願審査を行いました結果を報告させていただきます。

本委員会に付託されました請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第92条第1項の規定により報告をさせていただきます。

受理番号2番、付託年月日が平成19年3月6日、件名は請願第2号 日本農業に甚大な打撃を与える日豪EPA交渉の中止を求める請願、審査の結果、採択すべきもの(趣旨採択)、委員会の意見としては、別に皆さんにお配りをしておる内容を申し上げたいと思います。

産業建設常任委員会請願の審査の状況を報告させていただきます。

1. 請願第2号 日本農業に甚大な打撃を与える日豪EPA交渉の中止を求める請願について、3月9日委員会を開催し、全員出席のもと、紹介議員である野村正八議員の出席を求めて、紹介議員から説明を受け、質疑を行いました。

2. 3月20日、委員会を開催し、全委員出席のもとに慎重に審査を行い、質疑終了後、討論を行い、挙手により採決を行いました。

主な内容についてご報告をさせていただきます。

自由貿易化がよいと時代にあつての農業は、本来、二つの国が貿易するとき、片方の安い方から入れて、片方はゼロにすればよいという発想ではいけないと思う。農業は自分の国の人々をしっかり食べさせることを基本で、身近なところで安全な食べ物をつくり、消費していくことが大切であり、安ければ消費者が歓迎する時代も変わりつつある。自由化の問題をどう見るかは、完全にやめることはできない。需給率を守るためだったら、毅然と先進国らしく言うべきことは言わないといけない。問題は、日本が抱える局面でいえば、需給率の問題である。100%の需給

率が日本で確保できるといえば、無理だと。交渉中止というのは、農業問題だけではなく自動車部品、精密機械など、日本で力を入れている品目がたくさんある中、これらを日本が輸出して外貨を稼ぎ、国が成り立っている。農産物は一切貿易には関係ないというところまで中止にできるものではない。ある程度の品目を限定して、これだけは譲れないという姿勢でしていくのが大切。環境問題、温暖化傾向になっている0.5度が上がることで、生産量そのものが下がる、異常気象を含めると価格暴騰を起こす恐れもあるということで、挙手による採決の結果、全員賛成で、趣旨採択すべきものと決定をいたしました。

以上申し上げ、委員会報告とさせていただきます。

よろしくご審議を賜り、ご可決いただきますようお願いいたします。

議長（糸井満雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

17番（今田博文） それでは、産業建設常任委員会請願審査につきまして質疑をさせていただきたいというように思っています。

産業委員会におかれましては、この与謝野町議会が始まってから幾度となく請願審査をされております。大変、委員長におかれては、そのかじ取り役、中心的な役割を果たしていただいております。大変ご苦労さんだというふうに思っております。

そこで、請願審査、もちろん紹介議員があって、請願を本会議に提案すると。そして、請願というのは委員会に付託をして、そしてその内容を審査すると、これが一つのルールでありますけれども、その請願審査に当たっての委員長の心構えといえますか、どういう態度で、どういう姿勢で請願審査に常々当たっておられるのか、この際、聞いておきます。

産業建設常任委員長（廣野安樹） お答えをさせていただきます。

請願につきましては、請願を出されておられる方のお気持ち、また請願をお願いしておられる請願人の気持ちなど十分わきまえ、そしてこの請願が本町において必要なものであるかどうかということを十分審議しながら取り組んでおるところでございます。

17番（今田博文） 請願というのは、憲法でも保障されているんですね。だれでも出せるんです。外国人でも出せるというふうに憲法には書いてあるわけですが、今言われたように、その気持ちを大事にして請願を審査していくんだということは、やはりそのことは基本中の基本であります。そのことは今後も胸に刻んでいただいて、ぜひそういう態度で、恐らく産業委員会というのは今後もどんどんありますよ。そういう気持ちで今後もお願いをしたいというふうに思っています。

そして、今回は趣旨採択なんです。なぜ趣旨採択になったのかなというふうに思っておりますが、請願に対する議会の意思決定は理論的には採択か不採択の二種類しかない、これが基本なんです。これが基本でありますけれども、しかし今回、趣旨採択という結果になりまして、ここはなぜこういう形になったのか、このいろんな意見がここについておりますけれども、この意見を踏まえたら採択だというふうに私は理解をするんですが、そこはいかがでしょうか。

産業建設常任委員長（廣野安樹） この点につきましては、紹介議員であります野村議員の方から、請願事項、政府は日豪EPA締結に向けた交渉を中止をすることということであるわけございまして、中止ということに対しましては、委員会の方で問題があるということで、この内容につきましてはほとんどが賛成であるというようなことから、趣旨という形をとらせていただきました。

先ほどもお聞きをしておりますと、採択か不採択かと。どちらかをすべきだというお話を聞きしております。この請願につきましては趣旨採択ということはあり得んのではないかというお話もお聞きしておるわけですが、正直言いまして、私たち岩滝町議会におきましては、こういったことを今までやっておりましたので、この方法をとらせていただいたということございまして、先ほど議会の事務局の方でお聞きをしておりますと、採択か不採択ということ、どちらかに決めるべきだと。内容が少しでも、請願事項ですね、これは大事な請願事項は中止ということですので、これがもしも内容を変えるということであれば、先ほどもちょっとお聞きしておりますと、不採択だというのがベターではないかというようなご意見をお聞きしておったわけですが、上の方のご意見を委員会としては理解をして、そういう方向と申しますか、趣旨採択があるというもので採択をしたということございまして、ご理解をいただきたいというように思っております。

- 1 7 番(今田博文) そうすると、請願事項の中に政府は日豪EPA締結に向けた交渉を中止すると。この中止が気に入らないから趣旨採択にしたと、こうとらえてよろしいか。

産業建設常任委員長(廣野安樹) はい。そのとおりでございます。

- 1 7 番(今田博文) なぜ、中止にしたらだめなんでしょう。この委員会の意見にもありますように、需給率を上げるだとか、先進国として毅然な態度をとるべきだと、こういった意見もある中で、なぜ中止がだめなんですか。

産業建設常任委員長(廣野安樹) この後、私とこの委員会といたしましては、委員会独自の意見書も考えておるところございまして、この中止にする文言につきましては、委員会としては承諾をできないということございまして、その後、やはり請願の趣旨につきましては、もうほとんどが理解できるということで、委員会としての意見書を考えておるところでございます。

- 1 7 番(今田博文) 意見書は出されるんはわかっていますよ、次あるんですから、議題に。わかっていますが、なぜ中止がいけないのかと、委員会ではどういう議論だったんですかと。この意見を見せていただくと、つけてある意見を見せていただくと、そんなことは書いてないんですよ。需給率を上げるとか、先進国としてきちとした態度をとるとか、きちとした方向づけができたはずだというふうに思うんですが、なぜ中止がいけないのか、これを聞いているんですよ。

産業建設常任委員長(廣野安樹) 農業問題につきまして、これを中止することによりまして、やはりいろんな貿易的な問題が起きてくるということがあるということを委員会としては思いましたので、中止ということに対しましては、日本国の輸出入をやる中でやはり一番大きな問題であるということが言われておりまして、委員会ではそういったことで中止ということに対しましては、やはりこの文言は避けるべきであるという結論に達しました。

- 1 7 番(今田博文) 中身については次、意見書がありますので、そこでお伺いをします。

委員長の言い分は私も納得はしませんが、大体言い分はわかりました。納得は全然してないですよ。

次出てきます。終わります。

議長(糸井満雄) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(糸井満雄) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

廣野委員長、自席にお帰りください。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(糸井満雄) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、請願第2号を採決します。

本請願について、委員長報告は趣旨採択すべきものとされています。

したがって、本請願は、委員長報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(糸井満雄) 起立多数であります。

よって、請願第2号 日本農業に甚大な打撃を与える日豪EPA交渉の中止を求める請願は、採択とすることに決定しました。

次に、日程第15号 意見書案第1号 日豪EPA交渉に入るに当たっての意見書(案)についてを議題とします。

事務局に議案を朗読させます。

(事務局長 朗読)

議長(糸井満雄) 提出議員より提案説明を求めます。

産業建設常任委員長(廣野安樹) それでは、朗読をもって意見書(案)を提案させていただきます。

日豪EPA交渉入りに当たっての意見書(案)。

我が国政府は、対オーストラリアとの経済連携協定(EPA)に関し、交渉開始に向けて取り組みを準備しており、我が国経済界から早期交渉開始への意見も出ている。関税撤廃を含む日豪EPAを締結すれば、農畜産物重要品目、牛乳、乳製品、米、麦、砂糖などだけでも国内農業に対して7,900億円を超える打撃となり、さらに同国産の農産物の関税撤廃の影響は、1998年から8年連続で40%に低迷している日本の食料需給率が低下し、地球規模の環境の食料危機の問題から、食品関連産業などへの間接的な影響も大きく、影響額は約3兆円に達すると言われている。

一方、日豪間の貿易関係の多くを占める農産品については、日豪間では大きな生産格差が存在する。日豪間のEPAによって国内の農産物を中心に大きな悪影響が及び、農林水産業の有する多面的機能が損なわれる恐れがある。現在進めている需給率向上に向けた我が国農林水産業の取り組みに支障が生じるとの懸念が農家や農業関係者からも出されている。日豪EPAが真に日豪両国の友好関係の増進に貢献するためには、このような懸念を払拭し、真に両国の経済関係の真価につながるものとする必要がある。よって、国におかれては、日豪EPA交渉入りをする場合には、次の事項の実現を図ることを強く要望する。

記

1. 米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖をはじめとする重要な農林水産物(重要品目)が除外、または再協議の対象となるよう、日本の農産物を守るため政府は全力を挙げて交渉すること。
2. 現在進行中のWTOの交渉方針との整合性を図るとともに、米国、カナダなどとの間の農林水産物貿易に与える影響について十分留意すること。

3. 豪州側が我が国の重要品目の柔軟性について十分配慮しない場合、政府は交渉の継続について中断も含め、厳しい判断をもって挑むこと。

以上、地方自治法99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成19年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣

京都府与謝野町議会議長 糸井満雄

以上で、意見書(案)の朗読をもって意見書の説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りまして、ご可決いただきますようお願いをいたします。

議長(糸井満雄) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1 1 番(勢旗 毅) それでは、委員長に若干の質問をさせていただきます。

先ほどのときにすればよかったんですが、13日にハワード市長が来日をされまして、阿部総理と会談をされ、日豪経済連携協定の進展などが話し合われたということが報道をされております。海外の食料に依存することは、海外の農業がどうなるかということの中で、日本がそういう危機を背負いこむことになるというふうにこれは思いまして、つい先だって、NHKの番組で、今、オーストラリアが大変なことになっていると。オーストラリア農業というのが、間伐によって農産物が生産できないようになっている。とりわけ、ここは灌漑配水が非常に整ったということで、農業の一つの手本になっていたわけですがけれども、その結果、塩害が起きて、これで農産物が大変な打撃を受けておると、こういうふうな報道がございました。

それはそれとしまして、委員長にお尋ねしますのは、既にオーストラリアとMTAを締結している国があるわけです。例えば、1983年のニュージーランドをはじめとしまして、2005年のタイに至るまで、四つか五つの国があるわけですが、その辺の状況を資料等を見られたことがあったらお聞かせいただきたいと思います。

産業建設常任委員長(廣野安樹) それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

日本と他のオーストラリア以外の国との輸出入状況でございますが、まずイギリスにおきましては、日本から輸入しているのが414億ドル、それから輸出しているのが212億ドルということでございますし、ドイツにおきましては、輸入が508億ドル、それから輸出が392億ドル、中国におきましては、輸入が280億ドル、それから輸出が234億ドルと、それからEUにおきましては、輸出が781億ドル、それからインドにおきましては、輸入が51億ドルとそれから輸出が71億ドルと、アメリカにおきましては、599億ドルが輸入で、639億ドルが輸出というような状況がこの資料で示されております。

1 1 番(勢旗 毅) 特に、経済連携協定が結ばれますと、北海道が一番大きな打撃を受けるということで、今、北海道の農業組合をはじめとして、大変なこれに対する反対運動が起きているという

ことは我々も承知をしておるわけですが、特にいろいろお書きになっこの中で、ひとつ委員会としてはどうだったかなと思いますのは、食料需給率の問題であります。食料需給率があたかも、これが何か突然といえますか、国がやるべきことのように聞こえるわけですが、やはり食料需給率というのを上げようと思うと、我々自身もどうするかと。例えば、地方公共団体はこうすると、農業者はこうすると、農業団体はこうすると、こういうことが非常に大事になってくる。そうでないと食料の需給率というのには上がらないと思うんですが、その辺の議論はありましたかどうか。

産業建設常任委員長（廣野安樹） お答えをいたします。

需給率の問題につきましては、委員会でも非常に重要な問題だということで、この問題に対しては、やはり日本の国の需給率をもう少し上げていくように努力していかないかということが委員の中で随分議論をされました。

以上でございます。

- 1 1 番（勢旗 毅） それで個々にといいますと、やはり地方公共団体は地域で食料需給率や、きょうまでの議会でもいろいろお話がありましたけども、地産地消の計画を目標を決めていくと、こういうことがあるだろうと思いますし、農業者はやっぱりみんなが求めている農産物をつくると、こういうことだろうと思いますし、また消費者は栄養のバランスあるいはそういうことを考えながら食べ残し、そういったことがないような毎日暮らしを送っていく、こういうことが私は需給率の向上につながってくると、こういうふうには思っているわけで、ひとつこれはまた参考にさせていただきたいと思います。

それでは、この意見書の文面について1点お尋ねをいたします。

ちょっと私は誤解があるんじゃないかと思っておりますのは、一方から下3段のところでございます。農林水産業の有する多面的機能が損なわれる恐れがあると、こういう記述になっておるわけですが、ここのところの意図が、ちょっと字が多いような気がするんですけども、どうでしょうか。

産業建設常任委員長（廣野安樹） この問題につきましては、まずお断りしておきたいと思いますが、他の県議会、それから出されたいろんなところの資料を参考にさせていただき、それで委員会において十分審議をさせていただいて、このような文面にさせていただいたということを報告させていただきたいと思います。

中身につきましても、十分吟味をしたところでございますが、まず、そういったことで他のそれぞれの議会のいろんな出された意見書を参考にさせていただき、そういった中でこういった文面にさせていただいたということをご報告させていただきたいと思います。

- 1 1 番（勢旗 毅） それはいいんです。皆、参考にしてそれはいいんですが、考え方としまして、例えば農林水産省がこの日豪E P A、M T Aの交渉に当たるという、こういうものを出しておりますね、ホームページに。これを見ましても、確かに委員長がおっしゃるように書いてあるんですよ、これ自身は。これ自身には、例えば多面的機能への影響と、これ書いているんです。これはね、農林水産業の有するんではないんですかね。農山村が有する多面的機能、こういうように私は理解をするのが正しいのではないかと、こういうふうに思っていますんで、ひとつまたご検討いただきたいと思います。

終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

17番（今田博文） それでは、再び登場させていただきます。

今、文面の話があったんですが、どうでもええことかわからんですが、ちょっとお伺いします。表題、これは日豪EPA、その下1行目、我が国政府は対オーストラリア、その下は全部日豪、それから記述の米国の次はカナダとか、これそろえられた方がいかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

産業建設常任委員長（廣野安樹） おっしゃるとおり、文面に対しましては、もう少し見直す必要もあるんじゃないかというように思っておりますが、一応、意見書として委員会で作成をいたしております。委員会の意見として、皆様のご意見を聞きながら出ささせていただいておりますので、確かに、文面的に問題があるかと思いますが、一応これでご理解をいただきたいと思っております。

17番（今田博文） もう治す気はさらさらないと。はい、わかりました。

私もよくわかりませんので、今回のEPAの交渉というのは、どういう交渉なんですか、わかりやすくお願いします。

産業建設常任委員長（廣野安樹） 私も正直言いまして、農業関係、こういった国の問題に対しましては余り詳しくございませんので、それでは資料に従って読ませていただいてご理解をいただきたいというように思っております。

EPAとは、経済連携協定ということを言われておりまして、FTA（自由貿易協定）を核に投資の自由化、人的交流の拡大、協力の促進など、幅広く経済関係を強化するのが目的ということを書かれておりまして、EPA（経済連携協定）をめぐる状況につきましては、WTO同派ラウンド、世界貿易機関による多角的貿易交渉がおくれていることから、米国をはじめ、各国はEPAを重視するということで、平成19年1月に農水省は、我が国はWTOの多角的貿易体制を補完するものとして、アジアを中心にEPA、ETA、FTA締結を推進、農産物については関税撤廃の例外品目とするなど、柔軟性を持った取り扱いを行うことが多いというようなことで、この問題につきましては、EPAの交渉には豪州からの輸入品は、鉄鉱石、天然ガス、農林水産物は輸入金額の22.3%で、その過半は日本における重要品目であり、豪州の関心品目として一致しており、日本の農林水産業に大きなダメージを与える恐れがあるということで、平成18年12月に農水省は、関税が撤廃された場合に予想される影響として、輸入額の多い4品目の生産額は、先ほども意見書の中に挙げておりましたが、7,900億円減少と予想されると。さらに、米など他の農林水産業にも大きな打撃があり、日本の農業に対して大きな影響を与えるということで、使用品目につきましては、小麦、砂糖、乳製品、牛乳などが4品目として挙げられております。

それから、平成18年12月に、農水省は、さらに社会全体に影響が広がり、国のあり方にも影響を与える恐れがある。多面的機能への影響、先ほども出ておりましたが、地域経済への影響、また食料需給率への影響など、大きな被害となるというようなことが書かれております。

以上がETA貿易に対しての、私がいただいております資料から申し上げておきたいと思えます。

17番（今田博文） 先ほどの請願で、なぜ趣旨採択ですかということをお聞きをしたら、中止をすべ

きだという文言が入っているから、中止はまかりならんということで趣旨採択をしたという委員長の答弁があったんですが、中止じゃなかったら交渉ということになりますね。中止はだめなんですから。交渉というのは、今後、どういうふうに進むというふうに理解をされておりますか。

産業建設常任委員長（廣野安樹） この交渉に当たりましては、お聞きしておりますと、もう4月ごろから交渉に入るんだというようなことをお聞きしております、これを交渉に入るまでに何としてもこういった大きな問題があるので、日豪のEPA締結に向けては中止をすべきだというようなことで理解をしております。

17番（今田博文） 先ほどの請願では、その請願文書の中に中止という文言があるから、それはもう採択はできないと、思いはわかると、趣旨採択にしたということなんですが、今の答弁は何か中止をせなあかんというふうな委員長の言葉があったんですが、中止をした方がよろしいのでしょうか。

産業建設常任委員長（廣野安樹） 中止をするということにつきましては、先ほどもいろんな貿易の問題が生じてくるというようなことで、この農林水産の品目については十分柔軟性を持って政府は交渉を進めていただきたいということをこの意見書に書いておりますので、こちらの中止をすることは、貿易関係全体を見たことというように受けとめておりますので、その点でご理解をいただきたいと思います。

17番（今田博文） ちょっと私は理解力がありませんので、よくわからんですが、中止をすることはだめだということなんです、基本的には、そうでしょう。中止をすべきだということだったら、その請願も採択と、そういうことになっとるんでしょう。

先ほど私が請願のときにお尋ねしたいのは、なぜ趣旨採択ですかということをお尋ねしたときに、委員長が、中止ということがあるから、中止というのはまかりならんということがあったんですね。ですから、趣旨採択にしたんだということがあったんですが、今聞いとると、何か貿易全体を見渡して中止にせなあかんとか、交渉は中止だとかいうことがあるんですが、それでは交渉ができないんじゃないでしょうか。この意見書を見せていただきますと。

（発言する者あり）

17番（今田博文） どこに書いてあるの。私はここでやっとなんだ。

議長（糸井満雄） 静粛にお願いします。

質疑を進めてください。

17番（今田博文） ですからね、委員長のおっしゃることは私はよく理解ができない。どう交渉をするんですかということをお尋ねしたら、交渉は中止なんだということもあったんですが、ここに書いてありますように、重要品目については十分そのことを考慮しながら、国内の農業に、畜産業にできるだけ影響を起ささないような交渉を進めていただきたいというのがこの意見書の趣旨ではないんですか。

産業建設常任委員長（廣野安樹） おっしゃるとおり、その4品目に対しまして政府は全力を挙げて交渉をするということをお願いをしておる意見書でございます。

17番（今田博文） わかりました。もうボーイングが出てますので、もうやめますが、最後に、以上、地方自治法第99条の規定で意見書を提出すると。この99条の規定というのはどういう規定なんでしょうか。

議長（糸井満雄） 暫時休憩します。

（休憩 午後 4時42分）

（再開 午後 4時43分）

産業建設常任委員長（廣野安樹） それでは、回答をさせていただきます。

意見書の提出。

第99条、普通地方公共団体の議会は、当該地方公共団体の公益に関する事件につき、意見書を国会または関係行政庁に提出することができるということで、この国会ということがうたっておりますので、国会の方に出させていただきますということでございます。

17番（今田博文） わかりました。

この意見書について、私は大まかには賛意を持っておりますけれども、ここはやはりいろんな日本の農業あるいは需給率、いろんなことを考えますと、やはりピチッと言うべきことは言うて、中止ぐらいの意見書は私は上げてもいいんだろうというふうに思っております。ですから、総括的には賛否はありますが、もう少し我が国の農業を保護するような意見書にしてほしかったというのが私の思いであります。

以上、終わります。

産業建設常任委員長（廣野安樹） ここに3番目に挙げておりますように、政府は、交渉継続については中断も含め、厳しい判断を持って挑むことということにいたしておりますので、これで私は十分だというふうに思っております。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

9番（井田義之） ちょっと一つだけ、この字で正しいのかなということがありますので、お尋ねしたいと思うんですけど、いわゆるこれまでのEPAについては、重要品目は別であったと。ところが今度の日豪の場合には、その重要品目が皆入るから、その分をしっかりと協議をして、日豪関係の親密化を図ろうということの意見書だろうというふうに思うんですが、この中に出ております、「真に両国の経済関係の真価につながるものとするのが必要不可欠」という文言があるんですが、この真価という言葉は、一般的には対立が深まるとか深刻化するときというときに使う真価という言葉です。融和を図るためにこういう真価という言葉は私の国語的な、特に昔、校長先生もおりますし、国語の先生もおりますのでどうかと思うんですが、私が一般的には、この真価という言葉はこういう場合には使いません。深刻になったときに、深刻化していくと、悪い方に行くときにこの深化という文言を使います。その辺のところは十分に検討していただきたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 要望ですね。

廣野委員長、何かありますか。

産業建設常任委員長（廣野安樹） この点につきましては、議会の議長の方に提出を案として出しておりますので、案でありますので、その点につきましては議長の方にお任せするということになるかどうかわかりませんが、十分中身につきましては、文言につきましては検討をしていただいたらいいんじゃないかというふうに思っておりますが、委員会として一応この文面で挙げておりますので、その点も十分理解をしていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。  
本案に対する反対の意見から許可いたしたいと思いますが、反対ですか、賛成ですか。  
反対の方はございませんか。  
（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 賛成の意見をどうぞ。

1 6 番（森本敏軌） それでは、日豪EPA交渉入りにあたっての意見書（案）に対し、賛成の立場で討論を行います。

日本の食料需給率は、新たな食料・農業基本計画により、需給率目標として供給熱量ベースで長期的に50%、以上、当面45%へ引き上げることが定められたが、1998年に40%を記録したまま2003年まで横ばい状態が続いており、日本の食料需給率は世界でもめずらしいほどの低水準で、人口1億人を超える11カ国中、穀物需給率が3割にも満たない国は日本だけとされており。

こういった中、オーストラリアと日本の経済連携協定EPA、自由貿易協定FTA交渉が議論が高まっております。FTAは鉱工業品や農産物を問わず、原則関税ゼロにして貿易を促進するもので、農産物など重要品目では関税撤廃対象からの除外や再協議を設けるEPAは、FTAを含むが、包括的に相互の経済協力、連携を深めるものとされているが、オーストラリアにとって日本は農産物の最大の輸出先で、2005年の対日輸出額は約2兆7,000億円のうち農林水産物は22%の6,048億円を占めております。オーストラリアは農用地面積が日本の90倍もあり、小規模が多い日本の農業は現状では立ち行きできなく、農水省はオーストラリアからの主要農産物の関税が撤廃されると、国内市場の大半はオーストラリア産にせっかんされ、国内農業生産と置きかわるとすると、日本の国内生産減少額は、小麦、砂糖、乳製品、牛肉の4品目で約8,000億円、米などの減少額を合わせると、農業全体で約1兆4,000億円の減少、地域経済への影響約1兆6,000億円を合わせると、意見書（案）にもありますように、減少額は3兆円にのぼるともされており。さらにアメリカやカナダの農産物輸出大国から同様の要求を突きつけられると、影響ははかり知れないとされており。

あわせて、このような状況になれば、食料需給率は現在の40%から12%に激減する試算が明らかにされており。また、国際農産物の生産減少に伴い、作付面積も現在の耕地面積の約6割に当たる272万ヘクタール減少、その多くは耕作放棄地となり、洪水防止や地下水源涵養などの、農業の持つ多面的機能も著しく低下すると農水省は予測しております。本町においては、米を中心とした農業生産であり、関税が撤廃されれば大きな影響を受けることは必至であり、以上の観点からも、断固として主要品目、小麦、砂糖、乳製品、牛肉や米が除外再協議になることを切に切望するものであり、賛成討論といたします。

議 長（糸井満雄） 次に、本案に対する賛成、反対、いずれかの意見の発言を許しますけれども、ございますか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) それでは討論なしと認め、討論を終結します。  
これより、意見書(案)第1号を採決します。  
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

議 長(糸井満雄) 起立多数であります。  
よって、意見書(案)第1号 日豪EPA交渉入りにあたっての意見書(案)については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16 決議案第1号 「非核・平和の町」宣言に関する決議(案)を議題とします。

事務局に議案を朗読させます。

(事務局長 朗読)

議 長(糸井満雄) それでは、提出議員より、提案説明を求めます。

総務常任委員長(赤松孝一) 総務常任委員会で考えなさいというふうに議会の方で宿題をいただきまして、総務委員会2度開会いたしまして、その結果、いろんな決議案の参考文を見る中で、この文面が一番、いわゆる平たい言葉が使っており、なおかつわかりやすく短い文の中にも願いが十分通じているということで、全員一致でこの文を採用したわけですが、当然、ひな型があったわけございまして、そのひな型の中から採用しました。しかし、一部、非核・平和都市というふうになっていたんですが、やはり都市というほどの地域でございませぬので、平和の町にしようということで、非核・平和の町と、その宣言に関する決議(案)ということにいたしました。

恒久の平和と核の廃絶は人々の共通の思いです。しかし、依然として核兵器の脅威は、平和を、世界の命を脅かしています。核兵器や戦争からは何も生まれないということを私たちは知っています。今こそ国家、文化、イデオロギーの壁を乗り越え、平和の誓いを立てることが必要です。未来の子どもたちが穏やかに暮らせるよう、すべての命に平和の光が差すように、恒久平和の理念を掲げ、私たちの町・与謝野町は、非核・平和の町としてあり続けることをここに宣言します。

日付、議長名というふうな形でご提案をさせていただくと思いますので、よろしくご協議の上、ご承認いただきますようお願いをいたします。

以上です。

議 長(糸井満雄) これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 質疑なしと認め、質疑を終結します。  
赤松議員、自席へお帰りください。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、決議案第1号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(糸井満雄) 起立全員であります。

よって、決議(案)第1号「非核・平和の町」宣言に関する決議(案)は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第17 閉会中の継続審査(調査)申出書を議題とします。

3 常任委員会から審査(調査)中の事件について、会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査(調査)の申出書が議長に提出されております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査(調査)とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(糸井満雄) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査(調査)とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付されました議案、その他すべて議了しました。

会期を1日残しておりますが、これをもちまして、第7回平成19年3月定例会を閉会します。

(閉会 午後 4時50分)

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法123条第2項の規定により署名する。

与謝野町議会 議長

同 議員

同 議員